

第16回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成25年10月30日(水)
15:00～17:00
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
 - ・「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(案)」
- 3 閉会

配布資料

(資料1)第13回検討会議事概要

(資料2)第14回検討会議事概要

(資料3)「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(案) (概要)」

(資料4)「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(案)」

(参 考)「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(案)参考資料」

第 13 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 9 月 24 日（火） 15 時 00 分～17 時 00 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、林委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・論点の方向性（案）について
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より資料及び参考資料について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（事務局より各論点の方向性（案）及び参考資料についての説明）

（以下、資料及び参考資料について質疑及び自由討議）

- 偏在性に関して、行政サービスの水準の格差と財政力の格差を結びつけて議論しているが、もう少し慎重に議論すべき。明らかにばらまきであるとか、無差別な給付によって財政に問題が出るという団体は論外だが、行政サービスの水準の格差は、あくまで地方団体の財源配分のやり方の問題である。世間で言われるような独自のサービスをしているのは財政に余裕があるからだという論理展開は、実はその団体に対する批判だけでなく、地方財政全体に対する批判になる。

また、留保財源について、これを財政力の判断にするという議論だが、これはあくまでも財政規模の一定割合をその団体の自主性や地域特性を踏まえた政策に使うための財源であり、これも財政力の格差というと、地方団体は標準的な行政のみ行えばいいと受け取られかねないので、留保財源も財政力の格差に結びつけて議論するべきではない。

- 財政力の格差というときは、具体的にどの指標で財政力を図っているのか。

- 基準財政需要額をベースに考えており、歳出も含めた意味での財政力という意味で使っている。(事務局)
- 一般的な財政力というのは、他国の制度においても使われる意味。財政力の格差を是正していく、フィスカルコーディネーションとして使われている。
- 自治体は、広く行政サービスを提供しており、どういったサービスを提供するか、その歳出面を含めて議論しなければならないということだった。その中で個別のものに着目すると議論が収斂しないため、基準財政需要額を採用するのが合理的であり、課税力、歳入の偏差だけでなく、歳出面もとらえた意味で財政力の問題を議論していると理解している。(事務局)
- 「地方消費税の引き上げにより、人口一人あたりの税収額等を見た場合、税源偏在が緩和される」という表現があるが、この元となる資料はどこか、また実際に緩和されるのか。
- 第11回検討会の参考資料1で示している。地方消費税率が引き上げられた場合、税収の7年間平均の最大最小が2.42から2.31になり、これをもって偏在が緩和されるとしている。(事務局)
- 19年度と比べて23年度は人口一人あたりの税収の下位団体の税収が上がっており、上位団体はほとんど税収が下がっている。その中で、偏在是正によって、国に法人住民税を取られる団体を説得するのは難しいのではないか。
- 税収が減っている時のほうが、国にとられることに抵抗があるとのことだが、普通は税収が伸びているときのほうが、偏在が高い団体は抵抗するはず。
- 地方消費税が増えたら格差が広がるとか、景気回復によって税収が伸びれば、さらに偏在が拡大するとか、今後消費税がさらに10%から上がったたり、景気によって税収が増減した際にも、税制改正をすると読み取れるがどうか。
- 直近7年平均で税収を出しているが、景気循環や平均の取り方によってかなり変わるので、それについての問題意識は持っている。
今回予定どおり地方消費税率が引き上げられるのに加えて、法人税収が増加傾向にあることから、偏在度が大きい法人二税の税収がダイレクトに効いてくるのでそれも視野に入れなければならない。(事務局)
- 景気が右肩上がりのときは、偏在の話は出ないが、19年当時は地方財源

が圧縮されてそこで偏在是正という話が出てきた。その状況は今も全く変わっていないと思っている。地方消費税が増えれば、地方財源は増え、平成26年の地財計画において単独事業などは大幅に伸びるということを期待していたが、全くそのような状況ではない。そうであれば、平成20年のときのように水準超経費を偏在是正を通じて振替え、地財の歳出の水準内経費の歳出を伸ばすことを、地方消費税の引上げのタイミングでもう一度やらざるを得ないのではないか。

かつては都道府県税だけで偏在を是正したが、それが一部の団体にしわ寄せだというのは確かであり、この際市町村の富裕団体にも協力してもらう方向でやらざるを得ない。

- 特別税の見直しについて、地方消費税の税率引上げ後の状況を見て検討すべきということに関しては大賛成。ただ、消費税引上げ時期に向けて、特別税をどうするか見直しというのは、本来のこの検討会に諮問されている答えになっていない気がするがどうか。
- 地方消費税が移譲された後がどのような状況なのか、偏在がなく、真に安定的なのか。税率を引き上げた後の分布状態を想定して議論すべきという抽象的意見で、引上げ後どのような状況になるかは、税率の影響だけでなく、景気状況等ほかの条件もあり、それは誰にもわからない。
- 地方消費税の引上げについて、市町村の税収がどれだけ伸びるか考えたが、ここに至って税収が増えず、また交付税も減る。想定は本当に難しいが慎重に考えなければならない。
- 自動車関係税、固定資産税、さらに法人実効税率の引き下げで交付税もどうなるかわからない中、非常に流動的な要素が多すぎるので、それらの動向を見た上で判断した方がいいのではないかと。
- 「法人には投票権がないが、課税団体がある程度大きいほうが、株主が課税の意思決定に関与する可能性が高まるのではないかと」という意見があったのは事実だと思うが、本当にそうなのかは疑問。例えば非常に小さい地方団体に非常に大きい法人があった場合にその株主はその団体に対して大きな影響力を持つはず。
- 今回議論しているのは、法人所得課税と言っているが、事業税は物税であり、課税物件がその地域社会に存在していればよいというもの。そのようなことを含めて考えれば、1つの角度からではなく、色々な考え方もあることを紹介しながら書いていかなければならない。

- 株主が課税の意思決定に関与することを是とすることなのか。必ずしも株主は日本人ではなく、いろいろな意見もあり、特に地方であれば、センシティブな問題もあるので、慎重に考えるべき。
- 株主がさまざまな地域に存在し、1000分の1秒しか存在しない株主もいるような状況の中でどこまで合理的な議論になるかということもある。慎重に書かせていただく。
- 地方消費税の増収分は社会保障財源とされているとあるが、不交付団体は社会保障について一応手当されているとなっているが、そもそも地方消費税の増収分は社会保障財源だという話が強く出ると、財源手当されている団体には配分されないというような議論にもなり、解決しにくくなるのではないか。
- 不交付団体において財源超過額がさらに増加することは事実だが、それは社会保障財源としてなので、余裕があるということではなく、交付団体、不交付団体で比べると、その差は考慮すべきではないかという文脈。読み方が不分明なところがあるので慎重に書きたい。(事務局)
- 自治体と企業との関係が切れるようなことは極力避ける必要がある。
イギリスにビジネスレイトという税の仕組みがあり、昔はその全額が譲与税に取られ、それを全額自治体に一定の基準で配分するという仕組みであったが、今その半分を自治体が留保できるようにする改革が行われており、財政学研究者の支持も得ている。議論をまとめるにあたり、地方法人課税の意義は具体的内容を盛り込み、維持、強調するという方向でお願いしたい。
- 財政力や税源の偏在を議論する際にはこれらの論点は何の指標で出されたのか、もう一度確認した方がいいと思う。消費税の単体で見たときの偏在が緩和されるというイメージは、単体で見ていることよりも、地方税体系の地方税総額、全体としてのばらつきを見たときにジニ係数がならされているような気がするので、そのあたりは気をつけた方がいいと思う。
- 地方法人課税を企業誘致のツールとすることを良しとする前提があるが、それについては疑問。企業が日本国内のどこかに立地することだけを考えれば、国全体としてどこに立地してもよく、地方が余計な労力を使うとすれば、労力のロスになる。
地方の公共サービスに対する対価として地方の法人課税を捉える意見があるが、地方が提供している公共サービスが、その企業の生産性にどれくら

い寄与しているかについての確実な実証的研究はないので、書き方も慎重になったほうがいいと思う。

以上

第 14 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 10 月 8 日（火） 15 時 30 分～17 時 30 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員、汐見委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」
 - ・「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（事務局案）」
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 石井委員より全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における財源偏在の是正方策の方向性について」の説明があり、また事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（事務局案）についての説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（石井委員より全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」の説明）

（以下、全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」に対する質疑及び自由討議）

- 来年度の税制改正において、償却資産に係る固定資産税、車体課税、ゴルフ場利用税など市町村財政に著しい影響を及ぼす事項が検討の俎上に上がっており、また法人税実効税率も与党で速やかに検討を開始することが決定され、地方への減税圧力が強まっている。その一方、地方消費税率の引上げに伴う増収分に関しては、対応する社会保障関係費等を地方財政計画にどう計上するか未定であり、地方交付税の歳出特別枠の縮小も取りざたされ、不透明な状況。こうした状況を踏まえると、知事会の研究報告書の税源交換の試案に関して、法人事業税を復元し、代わりに法人住民税を国税として地方

交付税原資とする考え方については違和感を持っており、地方税充実強化という地方分権推進の立場に反するという声上がるのではないかと。

また、地方税を地方交付税原資に振り替えることに関しては、出口ベースの交付税が明確に増加するのことも心配である。もともと地方法人特別税については、都道府県内で解決すべき課題であると、多くの町村長は受け止めており、市町村の法人住民税の大半を対象にした税源交換は唐突な印象。

- 税源交換はあくまで地方法人課税の比率を減らし、地方消費税の比率を上げるという意味。地方税のトータルは変わらず、地方分権が後退するというのではなく、むしろ税源の偏在が少なくなって安定性が高まるという効果がある。

市町村の法人住民税の法人税割も税源交換する場合について、試案1は、市町村の法人税割が1兆円減るが、地方交付税が1兆円増える。市町村分だけみると、地方税は減り、交付税が確実にくるのかという心配は確かにある。

試案2の場合は、市町村分の法人住民税の法人税割の1兆円を国税に譲る代わりに、それに見合う1兆円を地方消費税として市町村に配分するという考えであり、市町村の地方税が減ることではないと理解いただけると思う。

あくまで知事会の中に設けた研究会の報告であり、基本は都道府県税を中心に議論していると理解してほしい。

(事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)の説明)

(以下、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)について質疑及び自由討議)

- 税源の偏在性について、偏在の指標とは分散やジニ係数を思い浮かべるが、資料の書きぶりは、偏在の指標を計算するためのデータを変えるという意味と読め、不自然に感じるので工夫が必要。また、偏在の指標も複数あり、それを変えると微妙に変わるので、そのあたりに配慮した表現があるほうがよい。
- 誤解を与えないような書きぶりをするよう注意する。
- 偏在是正せずに交付税の総額を交付団体ベースの財源を確保しようということになると、交付税にその分寄せることになるので、それはやらないほうがいいと思うが、報告書の中において、偏在是正しなければ交付団体ベースの財源確保が容易ではないというような意味を書くべきなのかどうか。
構成案の節の並びについて、「その他」は最後にくるべき。「何々に関する

その他の検討事項」というような書き方でないとおかしい。

また、交付税による財源保障と財政調整が必要であるということを「義務づけがあるからだ」という表現があるが、その表現ぶりは、交付税を圧縮したい側に利用されてしまう。交付税が必要だということを義務づけで説明するということには違和感がある。

地方法人特別税・譲与税の偏在是正の効果が当初想定されたレベルの半分にとどまっていることについては、ほとんど議論していない重要な論点だが、20年度に想定した消費税1%分というのが、その時点の平年度ベースの金額であり、そこに戻るべく順調に景気が回復して入るということを考えると、平年度ベースは1%ぐらいの規模だったはずだからと個人的に思う。

制度について、暫定措置であるという考えについては良いと思うが、その措置の廃止の前提条件について、どう考えるか。創設時は税源交換ができなかったためこの制度をやらざるを得ず、税源交換ができない限りは暫定措置として残さざるを得ないというような押さえ方をすればすっきりする。

- 交付税制度による財源保障と財政調整の必要性について、日本の地方団体は必ずしも受益と負担の原則が当てはまらない事務を多くしているというような文言があるとすんなりいくと思う。

「そのまま放置すれば財政力格差は拡大する」という文言について、例えば社会保障関係費で言うと、まず地方、非都市部で高齢化の波が来て、その後都市部で高齢化によってかなり高い財政圧力がくるのではないか。将来的には都市部においても社会保障関係費の支出が増えるのではないかという議論もあり、そのあたりは慎重な書き方が必要と思う。

- 将来的にはあると思うが、ここ数年ではないと考えるので短絡的な視野というような文章にすればいいと思う。(事務局)

- 地方法人特別税・同譲与税が「あくまで暫定措置」であるということについては、本来であれば税源偏在の少ない税体系を構築すべきところを緊急避難的に措置したという趣旨と、財政調整は本来交付税で行うべきところを譲与税をこういう形で活用したという意味がある。地方法人特別税を見直す理由について、交付税で行うべき財政調整を暫定的に譲与税で行ったからという書き方をすると、今後色々な代替案を考えると、新たに譲与税を活用することが難しくなるので、この「暫定措置」は、税源偏在の少ない税体系が構築されるまでの間について暫定的に講じたものという趣旨としておいたほうがよいのではないか。

- 今後具体案の議論をする際に、交付税の財源保障の役割をはっきり押さえしておく必要がある。法人住民税を交付税原資にしても、基準財政需要額を上

乗せしないと交付団体の交付税が増えない結果になり、単に臨時財政対策債が減るという結果になる。基準財政需要額が前回同様上乘せできる状況なのかどうか、全く保証がないわけで、結局臨時財政対策債の減額に不交付団体の財源が使われることになる。基本として交付税の財源保障機能をしっかりと前提とした上で、今回の措置を考えていかなければならない。

- 「富裕団体への税源の偏在が高まったという観点をどのように考えるか」とあるが、これを言い切れるデータがあるのか。

また、交付税の財政調整機能と財源保障機能は高めるべきだが、法人税収を帰属させる団体は広域的にすべきとか、税の議論から交付税原資のウエイトを高めるといのは、議論に飛躍がある。今まで譲与税でしていたものを交付税にするということは、より強い財政調整機能が必要だという認識がなければならぬ。

- 交付税原資の推移の資料は、第10回検討会の参考資料3においてお出ししているが、集中的にご議論いただけていないので、報告書をまとめるにあたり何について言っているのかお示しする。

また、富裕団体の税源の偏在が高まったどうかについては、本日の資料4図表11において偏在度が高まるとの分析を示しているが、交付税原資が減る一方で地方税が充実したということとの因果関係については不十分であるので、表現等を工夫する。(事務局)

- 交付税原資のウエイトを高めるといとき、法人税の原資が少なくなり、偏在が高まった。さらに法人税は偏在の高い団体でかけたほうがいいであって、したがって交付税原資を法人所得課税に求めればいいという論理展開でいいのかという問題提起であるとの理解でよいか。

- 偏在性のところは、もう少し景気が上がった状況のものが出てくるといと思う。

- 地方譲与税の書きぶりについて、あくまで地方譲与税は例外的なものだという感じが少し強く出ているが、例えば温暖化対策税においても、地方税としてとれる理屈がうまく整理できればいいのだが、それが難しい。かといって交付税でくれと言っても、国の都合で適当に調整されても困る。

そのため、税の性質によって、地方税として理論構築できるものは国税とは別にすべき。ある種の税については、国税として位置づけるのはやむを得ないが、その相当分は地方に配られてしかるべきものがあり、それは交付税でなく、譲与税としてすることがふさわしいものもあるということを書いておかないと誤解を招くと思う。

また、「地方法人特別税・譲与税制度はあくまでも暫定措置と考えるということによいか。」というのは、地方譲与税はあくまで例外的なものであり、本来地方税、交付税にするのが望ましいので特別な暫定措置と言っているように読めるが、一方で地方分権とって地方税の充実といいながら、法人事業税を一旦国税として譲与税で配るというイレギュラーなやり方に対して、全国知事会は、異例とっている。創設当時、総務大臣も地方財政審議会も国と地方の税源交換をするべきと答申したにもかかわらず、それが入れられずに地方法人特別税という形になったが、そこがおかしいということを書いた方がすっきりするのではないか。

知事会においても、消極論はあるが、地方税は圧倒的に偏在是正すべきで、地方分権を進めるために充実させていくという大きな流れ。そうであれば偏在の少ない、安定的な税体系の構築が必要となる。そういう決定をして、政府に働きかける段階にきているので、地方法人課税のあり方の見直しの1つのポイントとして、税源交換についてしっかりと位置づけていただきたい。

- 譲与税は、課税技術上の理由で、本来は地方税に持っていきたいが、国税に持って行かざるを得ない場合に使う形態であるという趣旨で正当化されているところでは記載しているが、書き方は考えたい。
- 今回の抜本改革による消費税の引上げによって税収が上がった部分については、社会保障給付支出に充てるという理解があるが、ここで問題なのは、財源超過額が拡大して、地方によって社会保障給付というベーシックな部分について差が出てくること。そのため、財政力格差は拡大するが、社会保障給付についてはここで差がつくものではないというような理解が得られるような書き方が必要ではないか。
- 将来的に各自治体の社会保障の需要を踏まえて地方消費税を配分するという可能性があるとする、その配分のツールとして譲与税を使うことも1つの方法であるので、限定的にならない書きぶりにした方がよいのではないか。
- 最後に議論の整理があり、普通はかなり熟度の高いものがあると思うが、この報告案を読むと、必ずしもそうっていないので、もう少し工夫できないか。
- 議論の整理というのは、今回の検討会での論点の方向性であって、今回はペンディングという形になり、もう少し具体的な方向性を出すという前提として読んでいただきたい。(事務局)

- 地方全体の租税体系として偏在度が少なく、安定性を確保できるような租税体系を確立する、この基本方針は非常に重要。この際の地方といった場合は、道府県、市町村の両方を含めた意味であり、そして地方税と国税の地方交付税原資の見直しを視野に入れながら、税源の偏在を是正していくことがいいと思う。

ただし、問題は法人課税のところで、法人所得が大幅に上昇した場合には税収の偏在という意味では拡大する。これを地方全体としてどうするか考えるとすれば、税源交換として消費税と法人所得関連税の交換があると思う。その観点に立って、まず法人事業税において議論してきたが、これからは法人住民税も視野に入れた議論も必要であると考えます。

- 法人所得課税から外形的なものにシフトしていくと打ち出されているが、何を根拠にするのか明らかでなく、応益性や安定性あるいは偏在性解消の手段として捉えているのか。どうしてこのシフトが望ましいと検討会として判断したのか明確にしてほしい。

法人所得課税の帰属を考える際、税源涵養のインセンティブになっているからそのまま残すというと、地方団体がそのように締め切る政策的な考慮を入れたということになるが、応益性から議論を一貫させるのであれば、「企業誘致、地域産業の育成のための努力をしているから」といった応益に対応する形での表現のほうがよいのではないかと。

- 「ヒアリングを通じた様々な立場からの議論を通じて」と記載したのは、結果的には法人所得課税は縮小していくという方向で一致していたと思うが、その根拠に関してかなり多くの幅があり、細かく記載できなかった。整理するのであれば、検討会としてその部分についてもう少し議論をいただければありがたい。(事務局)

- 冒頭の総論に置かれると、検討会としてそういった方向の議論で合意があったように読めてしまうので、置かれる場所によっては問題ないと思うが。また、外形標準課税について、資本割は外形標準課税に含まれないのか。

- 入るが、好ましいと思ってないため「等」に含めた。(事務局)

- 知事会の試案について、すべて地方交付税原資とするという表現があるが、地方交付税の現在の仕組みがうまく動いていないため、地方政府間財源の偏りがある、という議論もあると思う。そうであれば、現行の交付税の配り方がそのまま原資を増やすという議論は、ありかなしかと言えなしいという気がする。

- 各自治体の首長、関係者の多くは、国に色々義務づけされていて、ナショナルミニマムを超えた部分に関しては自由にできないかという考えは持っているのは事実だと思うので、今回の議論をベースに丁寧な説明や新しい考え方での説明を書き込んでほしい。

- 本日の議論をもとにしながら、もう少しフェーズを上げて具現化した案を出して、次回には報告案を提示したい。

以上

平成25年〇月

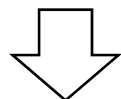
税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計〇回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)
 を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、人口1人当たり税収等でみた格差が縮小される一方、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大
→ 偏在是正のための措置が必要であり、地方法人特別税・譲与税を単に廃止し事業税に復元できる状況ではない。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標。



- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、法人住民税法人税割の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正効果が、現行の地方法人特別税・譲与税制度による偏在是正効果を上回る場合には、廃止の上、法人事業税に復元。ただし、一定の範囲内の規模に留まる場合には、これを補完する意味で、暫定措置として存続せざるを得ない。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）

1 はじめに

2 地方法人課税の現状と課題

- (1) 地方税収全体に占める地方法人二税の推移
- (2) 法人事業税と法人住民税
- (3) 地方法人特別税・譲与税
- (4) 税制抜本改革法

3 税源の偏在性について

- (1) 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するか
- (2) 現在の税源偏在の状況の評価
- (3) 税制抜本改革等の影響

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

- (1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担
- (2) 地方法人課税のあり方

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税等のあり方等に関する抜本的な見直しについて

- (1) 現状に関する認識
- (2) 偏在是正の規模
- (3) 基本的な方向性
- (4) 具体的な対応策
- (5) 法人実効税率の見直し議論

6 その他の検討課題

- (1) 分割基準・清算基準
- (2) 地方共同税

1 はじめに

地方法人特別税・譲与税制度は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」として、平成 20 年度税制改正において創設され、平成 20 年 10 月 1 日に施行された。

その後、平成 24 年 8 月に成立した消費税及び地方消費税の税率引上げ等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）第 7 条第 5 号においては、地方税制について、「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。」、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。」ことが検討項目として挙げられ、その検討結果に基づき、速やかに必要な措置を講じることとされた。

このことを踏まえ、総務大臣は、平成 26 年 4 月の消費税及び地方消費税の税率の第一段階の引上げ時までには地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方を見直しについて結論を得る旨を表明するとともに、平成 24 年 9 月に地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を専門的見地から行い、考え方をまとめることを要請した。

本検討会では、これまで計 16 回の会議を開催し、有識者、経済団体等の関係者からのヒアリングを行いつつ、地方法人特別税・譲与税制度や地方法人課税のあり方等について精力的に議論を重ねてきたところである。

本報告書は、これまでの検討内容等について取りまとめたもので

あり、今後の地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方の見直し等に資するものとなれば幸いである。

2 地方法人課税の現状と課題

(1) 地方税収全体に占める地方法人二税の推移

地方税収全体は約 35.7 兆円（平成 23 年度決算ベース。以下同じ。）であり、都道府県税が約 15.3 兆円、市町村税が約 20.4 兆円となっている。

都道府県税のうち法人道府県民税は約 0.8 兆円、法人事業税は約 2.2 兆円、平成 20 年度に法人事業税の一部を振り替えて成立した地方法人特別税は約 1.5 兆円の合計約 4.5 兆円であり、都道府県税収の約 3 割を占める基幹税となっている。

また、市町村税においても、法人市町村民税は約 2.0 兆円と市町村税収の約 1 割を占めている。

<図表 1 国税・地方税の税収内訳 参照>

(2) 法人事業税と法人住民税

法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である。昭和 24 年のシャープ勧告においては、法人事業税の課税標準については、「原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である」とされ、附加価値を採用すべきである旨、勧告されている。この勧告に従って昭和 25 年度に成立した附加価値税は結局施行されずに廃止されたが、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいことから、平成 16 年度に法人事業税の一部に外形標準課税が導入された経緯がある。

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様に幅広く負担を求めるために課税するもの

である。法人住民税は、資本金等の額等に応じて定額の負担を求める「均等割」と、法人税額に応じた負担を求める「法人税割」から構成されている。

法人の事業所得等を課税標準とする法人事業税と法人住民税法人税割については、共に税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高いが、法人事業税については平成 16 年度からその一部に外形標準課税が導入され所得割の割合が減少したこと及び平成 17 年度税制改正において分割基準の見直しが行われたこと等の影響から、現在では法人住民税法人税割の方が税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高い税となっている。

<図表 2 地方税各税目の人口一人当たり税収額 参照>

<図表 3 都道府県税の偏在度の推移 参照>

(3) 地方法人特別税・譲与税

地方分権の推進の観点からは、地方税の充実強化が基本であり、そのためにも偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ることが地方税制の最重要課題である。

平成初頭のバブル経済の崩壊後、地方税収についても長らく低迷が続いたが、平成 15 年度を底に地方法人二税が急速に回復し、景気動向の地域差も相俟って地域間の税収の差が拡大し、財政力格差の拡大が顕著となったことから、平成 20 年度税制改正においては、地方税の偏在是正が重要な課題となった。

この地方税の偏在是正については、経済財政諮問会議等において、総務大臣が「地方消費税の充実などにより、税収が安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築する」という地方税改革の基本方向を示し「当面、地方交付税原資の中で偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい法人二税を交換」という提案を行った。それに対し、財務大臣から「個別地方団体間では

大きな財政力格差が存在。東京の財源超過額は 1.4 兆円で、財政力指数下位 8 県の財源不足額とほぼ同額。」と財政力格差を問題視し、その是正の重要性を指摘する一方で、「地域間の財政力格差の問題については、地方団体間の水平的調整で対応すべき」と総務大臣とは異なる考え方が提示された。

平成 20 年度税制改正においては、税体系及び交付税原資の抜本的な改革は見送られ、これに伴って、消費税と地方法人二税の税源交換の方式は実現できないこととなったことから、喫緊の課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、

- ① 法人事業税（所得割・収入割）の一部（地方消費税 1%に相当する 2.6 兆円分）を分離し、地方法人特別税（国税）とする。
- ② 地方法人特別税の課税標準を法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率）とする。
- ③ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が法人事業税と併せて行う。
- ④ 地方法人特別税の税収は、地方法人特別譲与税として、人口（2分の1）及び従業者数（2分の1）を基準に都道府県に譲与する。

とする内容の地方法人特別税・譲与税制度の創設が決定された。

なお、平成 20 年度与党税制改正大綱においては、「地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性

が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。」、「この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」ことも明記され、それまでの間の暫定措置として地方法人特別税・譲与税制度が創設された。平成 20 年 4 月 30 日に公布された地方法人特別税等に関する暫定措置法においても「この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」(同法第 1 条)であることが明記されている。

<図表 4 地方法人特別税・譲与税について 参照>

<図表 5 地方法人特別税の税率設定について 参照>

<図表 6 都道府県税収の偏在度の変化 参照>

その後、平成 21 年度には、所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号)附則第 104 条において、平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定された「中期プログラム」の内容が明記されたが、その中で同条第 3 項第 7 号に「地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること」と、前述の平成 20 年度与党税制改正大綱で示された方向性が法律上明記された。

なお、地方法人特別税・譲与税制度の導入による偏在是正額は、平成 20 年秋のリーマンショックによる景気の急激な悪化とその後の低迷による法人所得の減少により、当初の想定の半分程度に留まっている。

(4) 税制抜本改革法

国・地方を通じた社会保障財源の充実確保と財政健全化の同時達成を目指すものとして平成24年8月に成立した税制抜本改革法では、消費税及び地方消費税の税率引上げ等の税制の抜本的改革に併せて検討すべき事項が列記されており、そのうち地方税制については次のとおり規定された。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成25年法律第68号）

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

当該規定を踏まえ、平成26年4月の第一段階の消費税及び地方消費税の税率引上げ施行前に見直しの内容を明らかにすべく、平成24年9月に地方財政審議会に本検討会が設置され、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広く検討を進めることとされた。

3 税源の偏在性について

(1) 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するか

地方法人特別税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」（地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、税制抜本改革法第7条第5号イ）であることから、地方法人特別税の見直しに当たっては、「偏在性の小さい地方税体系」が構築され、財政力格差が是正されたかどうかを、どのように評価するかについて検討する必要がある。

地方税は、地方団体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域の共通の経費をその地域の住民や法人がその能力と受益に応じて負担し合うものである。

したがって、税源偏在の是正を考える際には、単に人口一人当たり税収等の最大／最小値やジニ係数等からで示される税源の偏在の状況をみるだけではなく、地方団体が提供する行政サービス水準の格差につながる財政力の格差を考慮に入れる必要がある。

その際、人口一人当たり一般財源は、地方団体が法令により義務づけられた事務をはじめ全国的に標準的な行政サービスを提供できるよう、地方交付税等で財源保障を行っていることの影響が大きいいため、地方団体独自の行政サービス等の格差を示すものとなっておらず、これのみによって税源偏在・財政力格差を判断することは不十分であると考えられる。

この点につき、地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置づけられているが、これを上回る歳入は財源超過額等となり、地方団体が独自の行政を行うための財政需要に

充てられ、その大きさは財政運営の自由度を示す一つの**数値指標**となることに鑑みれば、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合等の**数値指標**を用いて、税源偏在・財政力格差を判断することも有効である。

<図表7 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について 参照>

いずれにしても、「偏在性の小さい地方税体系」を検討するに際し、税源偏在・財政力格差については、特定の一つの指標で捉えるべきではなく、~~人口一人当たり税収・一般財源や基準財政需要額に対する財源超過額等の割合等についての地方団体間の最大/最小値やジニ係数等の~~複数の指標を用いて総合的に判断されるべきものである。

(2) 現在の税源偏在の状況の評価

地方法人特別税・譲与税制度が創設された平成20年度以降の税源偏在・財政力格差の状況は、人口一人当たり税収、財源超過額、財源超過額+留保財源のいずれをみても、それ以前より緩和されている状況にある。このことは、地方法人特別税・譲与税制度による偏在是正効果によるものであるが、平成20年秋のリーマンショックによる景気の急激な悪化による法人所得の減のため、偏在性が大きい地方法人二税に大幅な減収が生じた影響でもあることに留意する必要がある。

<図表8 財源超過額及び財源不足額等の推移 参照>

<図表9 都区の財源超過額等の推移 参照>

(3) 税制抜本改革等の影響

今回の税制抜本改革法による地方消費税の税率引上げは、社

会保障財源の確保と地方財政の健全化を目的として行われた改革であるが、地方税の税源偏在・財政力格差の是正の観点からみれば、偏在性の小さい地方消費税が充実することにより、人口一人当たり税収等で示される税源偏在が緩和されることは評価すべきことである。

一方で、今回の地方消費税の税率引上げに併せて、仮に地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元すると、現状より財源超過額等で示される税源偏在・財政力格差は拡大し、平成17年度当時の水準に戻る事となる。

平成20年度税制改正において、当時の直近の決算である平成17年度決算における税源偏在・財政力格差の状況を踏まえて、その是正が必要として地方法人特別税・譲与税制度を成立させた国会の意思を踏まえれば、少なくとも今回の地方消費税の税率引上げに併せて、単に地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元する状況にはないと考えられる。

また、引上げ分の地方消費税は社会保障財源に充てられることとなっているが、個々の団体ごとに見ると引上げ分の地方消費税収と社会保障・税一体改革に伴う社会保障関係費の支出増との間に不均衡が生じることが見込まれ、特に、交付団体では当該社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の増収分は臨時財政対策債等の減少と相殺される一方で、不交付団体ではそのまま財源超過額の増となる。すなわち基準財政需要額に対する財源超過額等の割合等で示される財政力格差は、不交付団体と交付団体との間でむしろ拡大することを意味しており、何らかの是正措置が必要であると考えられる。

加えて、リーマンショックの影響で大幅に落ち込んだ景気も、最近ではリーマンショック以前の水準に回復しつつあり、法人

税収も平成 24 年度は税収見込を約 1.4 兆円上回るなど、順調に回復している。また、平成 25 年 8 月 8 日に公表された「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）においては、今後 10 年間にわたり、名目 GDP 成長率で 3 % 程度、実質 GDP 成長率で 2 % 程度の成長が見込まれる、とされていることから、今後、地方法人二税においても税収増が見込まれる状況にある。

仮に今後、法人所得が大幅に上昇した平成 19～20 年度と同水準になれば、税源偏在・財政力格差は、人口一人当たり税収、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合等を用いた多くの指標で現状より拡大するものと見込まれることにも留意する必要がある。

このように、税制抜本改革や今後の景気動向等による影響に鑑みれば、未だ偏在性の小さい地方税体系が構築されたとはいえ、引き続き何らかの偏在是正措置を必要としている状況にあると考えるべきである。

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担

地方自治の基本は「税」であることや、受益と負担の関係から、地方財政の歳入は、できる限り、地方税を原則とすべきである。その場合、できるだけ地方税によって、地方団体が必要とする財源を賄うことが原則であると考えれば、偏在性が小さく、税収が安定した地方税体系を構築するという原則に立つべきである。

しかしながら、その一方で我が国では、社会保障等の国が地方団体に義務付けして実施している行政サービスをはじめ全国的に標準的な水準を確保することが必要な行政サービスの多くを地方団体が担っていること、偏在性が小さく、安定した地方税体系を構築したとしても税源の偏在は存在していることなどから、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の行政水準を維持し得るよう財源を保障する必要がある。したがって、地方交付税制度による財源保障と財源調整が必要である。ただし、地方交付税の機能上、不交付団体を含めた地方団体間の財源調整には限界があることに留意する必要がある。

地方譲与税は、その経緯や課税技術上の理由、賦課徴収の便宜等から、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムである。

地方法人特別税・譲与税制度は、税源偏在を是正するために、都道府県税である法人事業税のうち地方消費税1%に相当する2.6兆円分を分離し国税とした上で、同額を人口及び従業者数に応じて国から都道府県に譲与する地方譲与税であり、暫定措置

として創設されたものである。地方税においては地方団体が提供する行政サービスの受益と負担が対応していることが原則であること、財源保障と財源調整は地方交付税で行うことが基本であること等を踏まえれば、地方法人特別税・譲与税制度は異例の措置であり、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために、「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設されたものであると位置づけるべきである。

(2) 地方法人課税のあり方

① 地方法人課税のあり方

法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべきである。

② 地方法人所得課税の今後のあり方

現在の地方法人課税については、歴史的な経緯の中で、担税力や税収確保の観点から、法人所得に応じた課税が大きなウェイトを占めている。しかしながら、今後、受益と負担の関係を強化しつつ、偏在性の小さい安定した地方税体系を構築していく観点からは、地方法人課税については、法人の地方団体の行政サービスからの受益に応じた負担を求める方向に移行していくべきである。

地方法人課税には、法人の所得を課税対象とする地方法人所得課税（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割）と法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税（法人事業税付加価値割等）がある。このうち地方法人所得課税については、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと、法人

の事業活動がより広域化しており、税金を帰属させる課税団体についてもある程度の大きさが必要であること等の課題が指摘されている。したがって、地方法人所得課税については、今回の地方消費税の税率引上げのように他の偏在性の小さい安定した地方税を充実していくことを前提に、法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税への移行や、国税化による地方交付税原資化を図ることを検討すべきである。

そうした観点からは、累次にわたる法人所得課税の実効税率の引下げに際し、法人税の税率が法人住民税法人税割及び法人事業税所得割の税率よりも相対的に大きく引き下げられた結果、法人税に係る交付税法定率を引き上げる措置が講じられたにも関わらず、地方財政における法人関係税収（地方法人二税税収及び法人税の地方交付税原資分）の配分において法人税の地方交付税原資分の割合が減少する一方、偏在性の大きい法人住民税法人税割及び法人事業税所得割の割合が高まっていることに十分留意する必要がある。

<図表10 地方の法人関係税収における交付税原資の割合の推移 参照>

③ 法人住民税法人税割

法人所得の本来の帰属等の議論等を踏まえれば、法人所得に地方行政の受益に関する一定の負担を求めるとしても、法人税収を帰属させる課税団体については、より広域的な団体の方が望ましいこととなり、また、それでもなお偏在性が大きいことを踏まえれば、偏在性の小さい地方税の強化を図りつつ、税源偏在と財政力格差の是正を図るため、地方法人所得課税の一部を国税化し、交付税原資としていくことが考えられる。

その対象としては、まず、法人事業税よりも偏在性が大きく、また、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割を検討することが考えられる。法人住民税法人税割につい

ては市町村分が大きなウェイトを占めているが、市町村間における税源の偏在と財政力の格差が都道府県より大きいこと及び今回の地方消費税の税率引上げによる財源超過額の拡大は都道府県・市町村双方に生じることを考えれば、市町村分も含めて検討すべきことは当然である。

<図表 1 1 法人住民税の人口 1 人あたり税収の状況 参照>

<図表 1 2 市町村税収の人口 1 人あたり税収の状況 参照>

その一方で、地方法人所得課税である法人住民税法人税割については、課税主体である地方団体、特に市町村にとっては企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、地方団体は立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等から一定程度は必要であるとする意見についても十分に考慮すべきである。

また、法人住民税法人税割と均等割の関係についても、留意する必要がある。

④ 法人事業税所得割

地方法人所得課税のうち法人事業税所得割については、法人事業税が法人の行う事業そのものに対して課税する税であり、事業活動を行う地域の地方団体が提供する行政サービスに対する受益者負担の観点を法人住民税法人税割よりも重視して考える必要があることを踏まえ、外形標準課税化、その中でも、付加価値割を充実させていくことを基本とすべきである。

その際、法人所得課税から外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果がある一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。このため、外形標準化を進めるに当たっては、その必要性や合理性について、納税者の理解を十分に得る努力を重ねる

こと等に留意しつつ、かつ、段階的に、実施していくことを検討すべきである。

その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要がある。

なお、外形標準課税のうち現行の資本割については、自己株式の取得により、大きな資本金をもつ企業が資本割を課税されていない状況がある。資本割が法人の事業活動規模をある程度示すものとして課税される趣旨を踏まえれば、その是正を図るべきである。

⑤ その他の法人課税等

法人住民税法人税割や法人事業税所得割といった法人所得課税の他に、法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税としては、都道府県税においては、法人事業税の収入金額課税、付加価値割、法人住民税均等割等があり、市町村税においては、法人住民税均等割、固定資産税、事業所税等があるが、その重要性については、十分に留意する必要がある。

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(1) 現状に関する認識

税制抜本改革法第7条第5号は、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行うことを求めるとともに、税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることを求めている。

これらについて、当検討会では、昨年来、関係団体及び有識者等からのヒアリングを重ねてきた。

まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置である地方法人特別税・譲与税に関し、東京都税制調査会が、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は実現しており、地方法人特別税は廃止して法人事業税に復元することを提言しているほか、全国知事会地方税財政制度研究会が、「今回の措置により、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が充実されたことから、速やかに地方法人特別税制度を廃止すべきと考えるのが原則ではないかとの意見もあるが、地方法人特別税制度により結果として是正された税源偏在が、その復元により大きく影響を受けることを考慮すれば、地方法人特別税の復元と地方交付税も含めた税財政制度改革を通じた偏在是正方策は同時に行うべきである。」としている。本検討会においては、偏在是正に関し、地方法人特別税・譲与税制度を単に廃止し法人事業税に復元するべきとする意見は少数であった。

また、税制抜本改革法に基づき社会保障財源を確保するため消費税及び地方消費税の税率引上げが行われることにより、偏

在性の小さい地方消費税が充実し、税収の偏在が改善されたように見えるが、実質的には、交付団体では社会保障・税一体改革に伴う社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の増収は臨時財政対策債等の減少と相殺される一方で、不交付団体ではそのまま財源超過額の増となり、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合等で示される財政力格差は、不交付団体と交付団体との間でむしろ拡大するのではないかと、この全国知事会地方税財政制度研究会等に同意する意見が多数を占めていた。

当検討会としては、このような意見を踏まえれば、税制抜本改革法による地方消費税の税率引上げにより、人口一人当たり税収の最大／最小値で見た格差が縮小されたとしても、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することとなることから、地方法人特別税・譲与税制度を単に廃止し法人事業税に復元できるような状況ではないと考える。

(2) 偏在是正の規模

このような各般の意見を踏まえた上で、どの程度の地方税の偏在と財政力格差の是正を行うべきかについては、ヒアリングにおいても、多様な議論があった。

この点を検討するに当たっては、当時の直近の決算である平成17年度決算における税源偏在・財政力格差の状況を踏まえて、その是正が必要として、平成20年度税制改正において地方法人特別税等に関する暫定措置法を可決した国会の意思をまず前提としておく必要があると考えられる。また、この地方法人特別税・譲与税制度は、消費税1%相当額と地方法人課税の税源交換を将来的に行うことを前提に、税源交換が実施されるまでの間の暫定措置として創設されたものと位置づけて考えるべきも

のである。さらに、地方法人特別税・譲与税制度の見直しに当たっては、景気の低迷等により、同制度による偏在是正効果は、当初、想定されていたレベルの半分程度に留まっていることも考慮する必要がある。

これらに加え、今次の地方消費税の税率引上げに伴って、不交付団体に生じる財源超過額の増についても、社会保障・税一体改革の趣旨、さらには、税制抜本改革法第7条第5号口の規定において、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。」とされていることを踏まえて適切な対応を行うことが必要である。

一方で、地方法人二税の地域間の税収格差は、他の税に比べて大きくなっているが、「首都である東京には、全国の大企業の4割近くが所在し、全国の従業員の約30%が働くなど経済機能も集中しており、税収は一定程度集中する必然性がある」、「首都であり、約250万人もの昼間流入人口を抱える東京は、治安対策、更新期を迎える社会資本の整備、渋滞解消のためのインフラ整備、都市型災害への対応や良好な住環境の創出など、膨大な財政需要を抱えている」（「平成24年度東京都税制調査会中間報告」）ことも考慮すべきとの意見もあった。

(3) 基本的な方向性

偏在性の小さい地方税体系を構築する上での方向性については、様々な議論があったが、基本的には、偏在性の小さい地方税を充実すべきであり、充実すべき地方税としては、地方消費税、個人住民税、固定資産税、法人住民税均等割、法人事業税

付加価値割等の様々な提言があった。また、地方交付税原資化を検討すべきものとしては、偏在性が大きく、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割、さらに、地方法人特別税、法人事業税所得割等の意見があった。

一方、地方法人特別税・譲与税制度は、あくまでも暫定措置であり、地方法人所得課税を縮小する一方で、偏在性の小さい地方税を充実することにより、偏在性の小さい安定した地方税体系を構築した際には、廃止されるべきものである。

当検討会としては、平成 20 年度税制改正において創設された地方法人特別税・譲与税制度が、消費税 1 %相当額と地方法人課税の税源交換を将来的に行うことを前提に、税源交換が実施されるまでの間の暫定措置として創設されたものと位置づけて考えるべきであること、さらに、地方交付税原資化に最もふさわしい税は偏在度の高い法人住民税法人税割であることから、消費税に係る地方交付税法定率分を地方消費税とし、法人住民税法人税割を地方交付税原資とするとの税源交換を、基本的な目標とすべきであると考えます。

その際には、現在の地方法人特別税・譲与税は廃止し、法人事業税に還元することが基本となるが、その場合に、法人の事業活動に~~において提供を受けている~~地方団体が提供する行政サービスの受益に応じた負担を求めるという観点を踏まえて、地方法人特別税の所得割分を法人事業税所得割にそのまま戻すのではなく、法人事業税の付加価値割を拡大すること等を検討する必要がある。

(4) 具体的な対応策

このようなことから、当検討会としては、偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民

税法人税割の地方交付税原資化によることが基本と考える。

しかしながら、これらを実行に移すためには、地方税と地方交付税原資の関係だけでなく、納税者である国民や法人とも関わりが生じるものであるため、税制改正の実施の際には、社会保障財源として考慮されている消費税及び地方消費税のあり方、現在議論となりつつある法人実効税率のあり方等、国・地方を通じた財政状況の厳しさや国民負担等にも配慮して、関連する国・地方を通じた税制議論と一体となって幅広い議論を行う必要がある。ただし、今回の社会保障・税一体改革がそうであったように、国・地方を通じた税制改正の議論において、消費税及び地方消費税の充実等と、国・地方を通じた法人課税に関する議論が一体のものとして行われるとは必ずしも限らないことにも留意する必要がある。

このようなことから、関連する制度改正等の機会をとらえて、地方消費税の充実等と、法人住民税法人税割の交付税原資化のそれぞれを、関係者の理解を得ながら個別に実施していくこともやむを得ないと考える。社会保障・税一体改革において、地方の増収分の多くを地方消費税に充てたことは、こうした考え方に沿うものと捉えることもできる。今回の地方消費税の増収は不交付団体においても生じるものであるから、地方消費税の税率引上げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る一つの土でよい機会であると言える。

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第 7 条第 5 号ロの規定（「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」）に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化

を図ることを検討すべきであるとする。その際、法人住民税法人税割は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資にその全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。また、地方法人特別税・譲与税制度創設に伴い平成20年度地方財政計画に計上された「地方再生対策費」のような、偏在是正により生じる財源を活用した地方財政計画への歳出の計上についても検討すべきである。

<図表13 地方財政計画(歳出)における特別枠「地方再生対策費」の創設 参照>

なお、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を検討する際に、地方団体の課税自主権や、課税団体にとって法人住民税法人税割が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、課税団体が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等にも十分配慮して、法人住民税法人税割の制限税率(現行1.2倍)については、現行の超過課税分が確保できるよう、その引上げを検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税制度については、法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正効果が、現行の地方法人特別税・譲与税制度による偏在是正効果を上回る場合には、廃止の上、法人事業税に復元することが考えられる。しかしながら、法人住民税法人税割の交付税原資化が関係者の理解が得られる一定の範囲内の規模にとどまる場合には、これを補完する意味で、暫定措置として存続せざるを得ないのではないかと考えられる。また、地方法人特別税・譲与税制度を法人事業税に復元する際には、~~偏在性の小さい収入割からの復元や所得割復元の際の~~付加価値割の拡充等を併せて検討すべきであることも付言しておきたい。

(5) 法人実効税率の見直し議論

与党の「民間投資活性化等のため税制改正大綱」（平成 25 年 10 月 1 日自由民主党・公明党）において、「法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする。」こととされた。

法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論であることはいうまでもない。ただ、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。与党の税制改正大綱においても、「法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある」が、「わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。」ことを留意事項として挙げている。

一方で、法人実効税率の議論は、法人実効税率の引下げにつながる法人事業税所得割の付加価値割化や、より偏在性の小さい地方税の確保等により、偏在性の小さい地方税体系の構築を図る方策を検討する機会でもあると考えられる。その際、法人実効税率の引下げによって、地方財政における法人関係税収の配分において法人税に係る地方交付税原資分が縮小し、結果として、財政力の高い団体への税源の偏在が高まることがないよ

うにするためにも、このようなバランスのとれた方策をとる必要があることに留意する必要がある。

なお、法人実効税率の議論があることから、地方法人課税のあり方についての議論もこれに併せて先延ばししてはどうかとの議論があるが、地方消費税（国・地方）の税率8%への引上げは既に決定されていることから妥当ではなく、法人実効税率の議論とは切り離して、行う実施すべきである。

6 その他の検討課題

(1) 分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適当ではない。

(2) 地方共同税

地方共同税とは、地方税を地方団体が共同で主体的に徴収し、その配分を地方団体間の合意に基づき行う制度として議論されているものであり、全国知事会等が、国に頼ることなく地方自らが、偏在性が小さくかつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、議論しているものである。

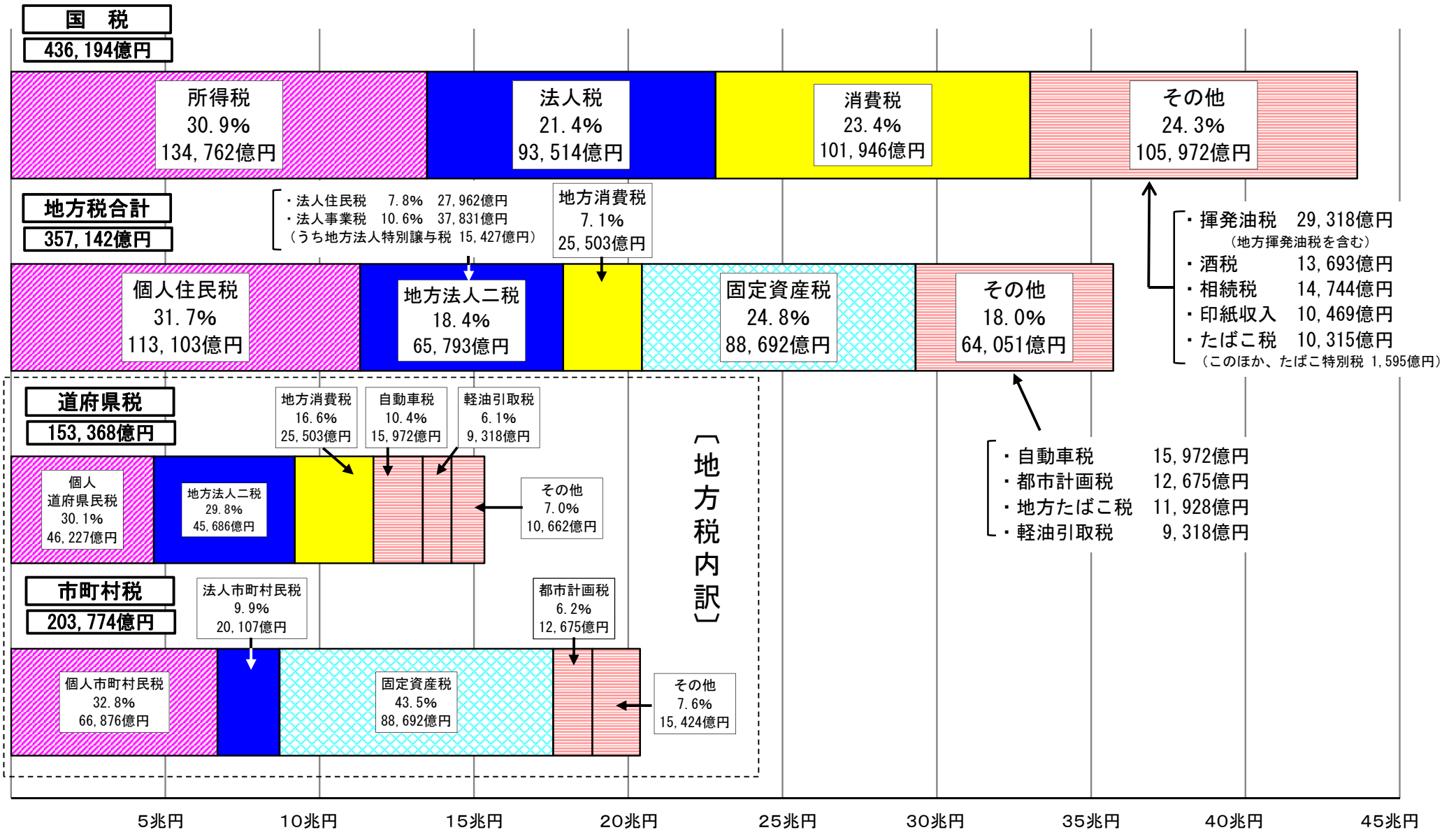
この地方共同税については、

- ・ 各地方団体における受益に応じて法人に負担を求めるといふ地方法人課税の根拠との関係をどう説明するか
- ・ 財源を拠出する側の地方団体の参画をどのように確保するか
- ・ 制度の運営はどのような主体が担うのか

など制度化に当たっての多くの論点が存在する。したがって、まずはこれらの論点について整理することが必要であり、少なくとも今回の地方法人課税の見直しにおいて選択肢の一つとするのは時期尚早であると判断せざるを得ないところであり、今後のその成否、是非等に関する議論の深化を、当検討会としては、期待したい。

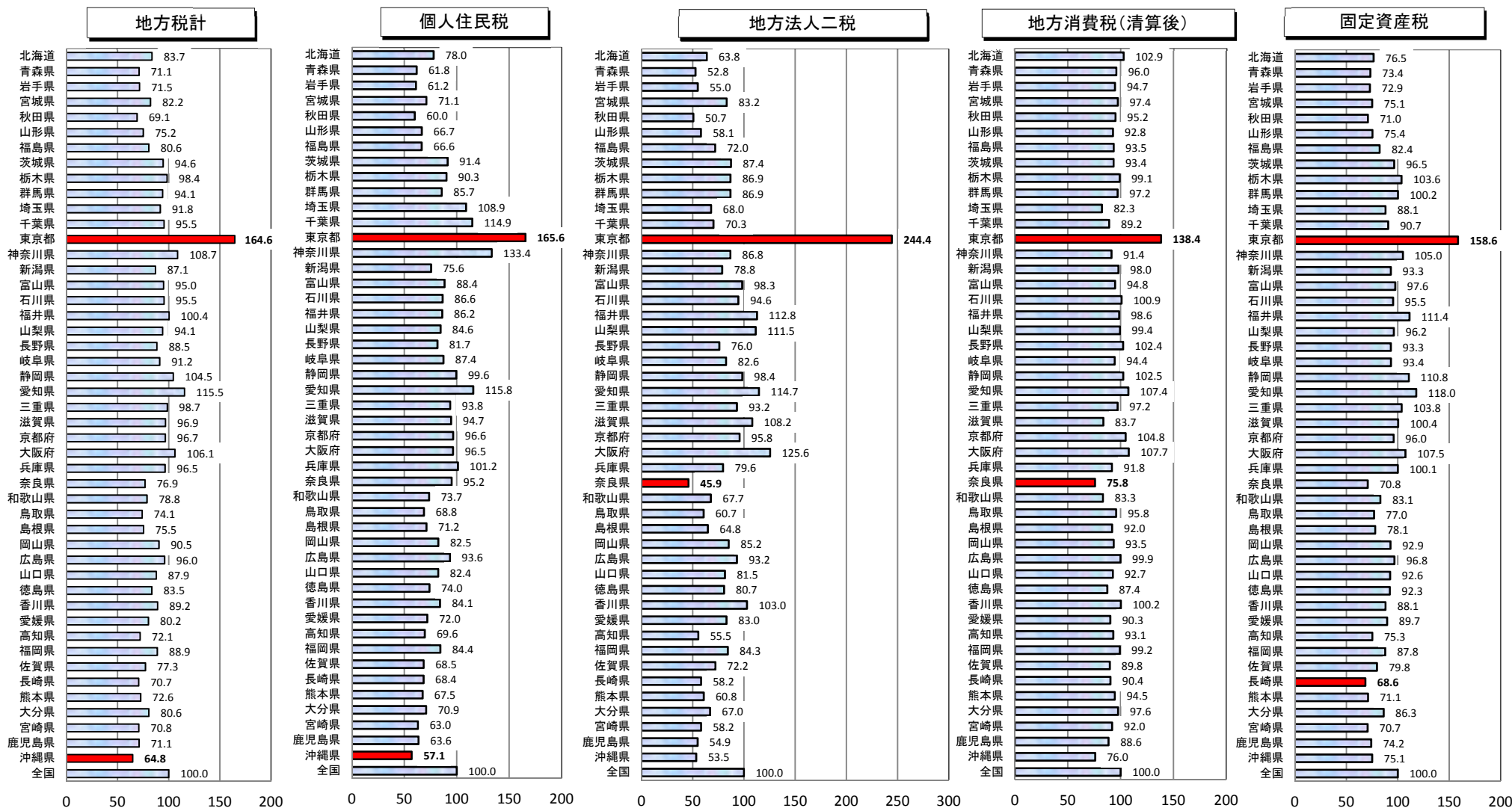
參考資料

国税・地方税の税収内訳（平成23年度決算額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

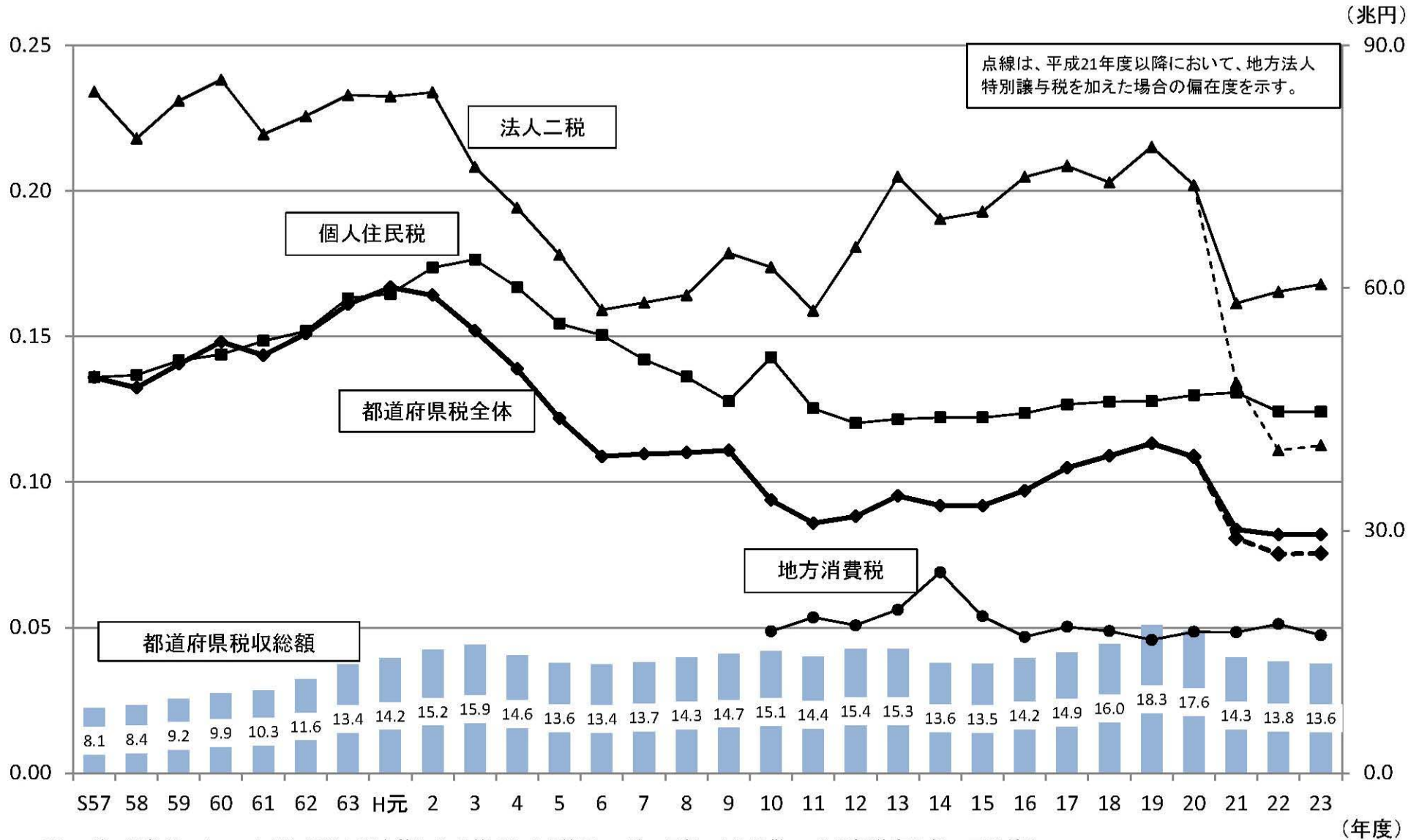
地方税各税目の人口一人当たりの税収額(平成23年度決算額)



最大/最小: 2.5倍 35.2兆円
 最大/最小: 2.9倍 11.1兆円
 最大/最小: 5.3倍 4.6兆円
 最大/最小: 1.8倍 2.6兆円
 最大/最小: 2.3倍 8.9兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

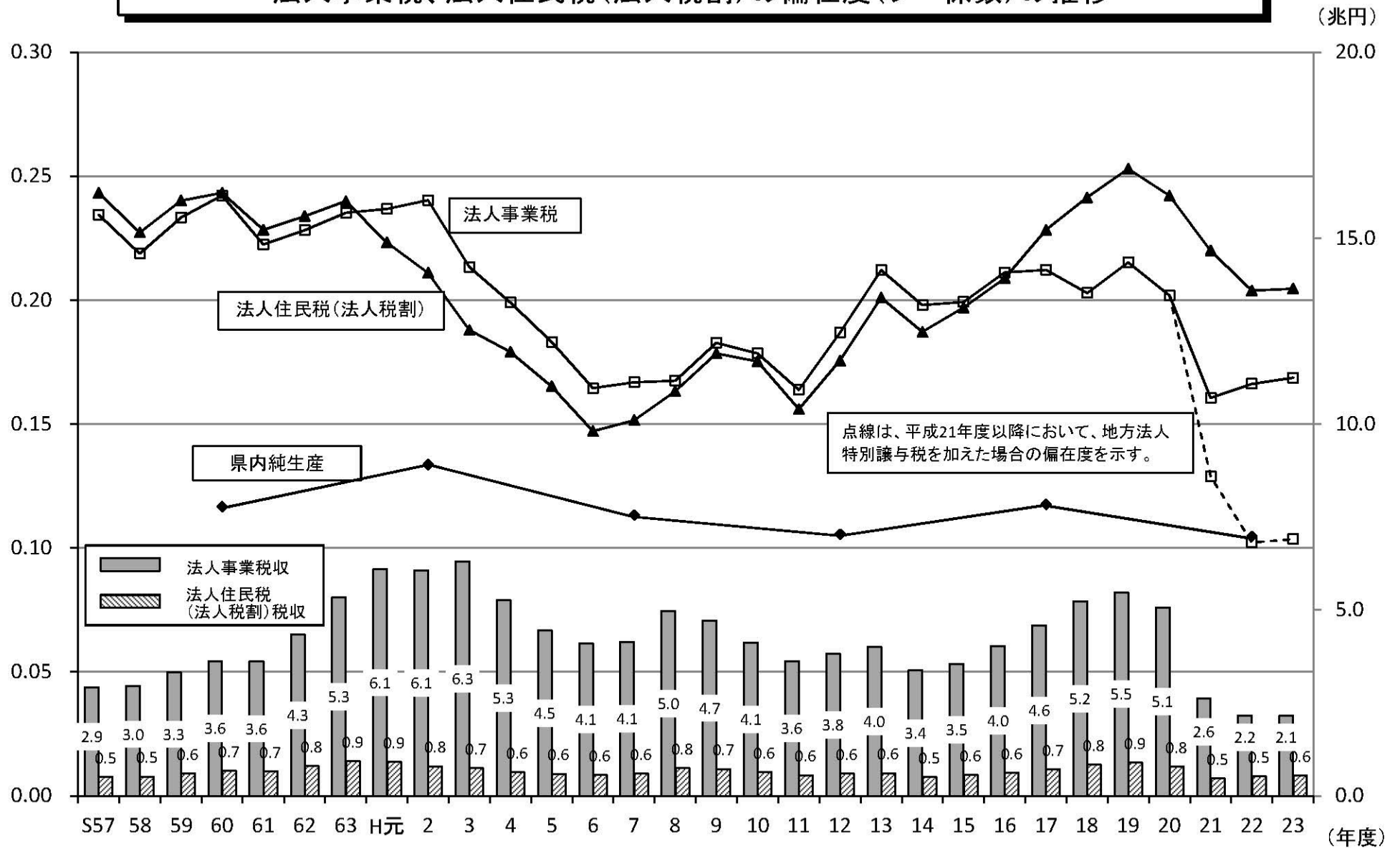
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



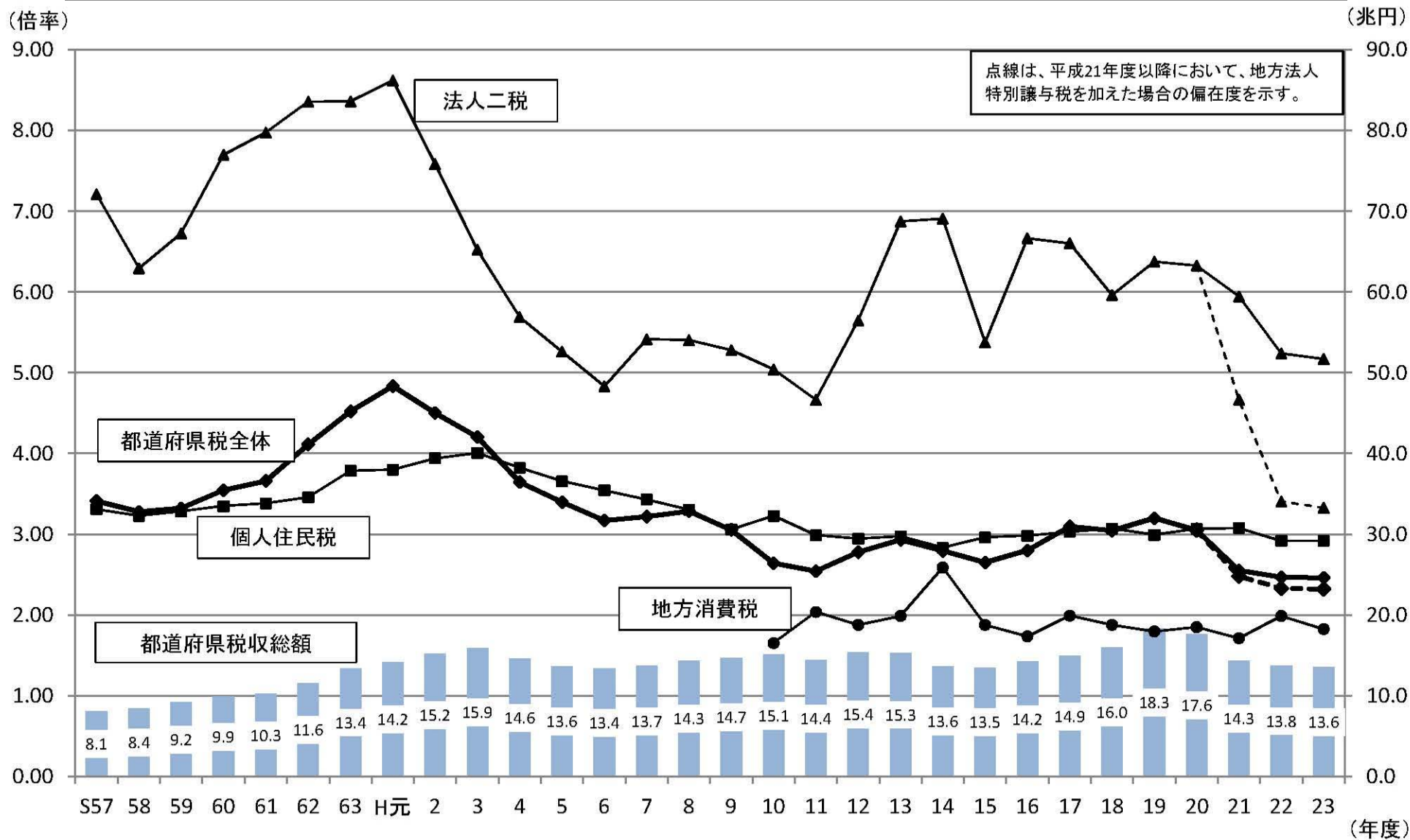
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

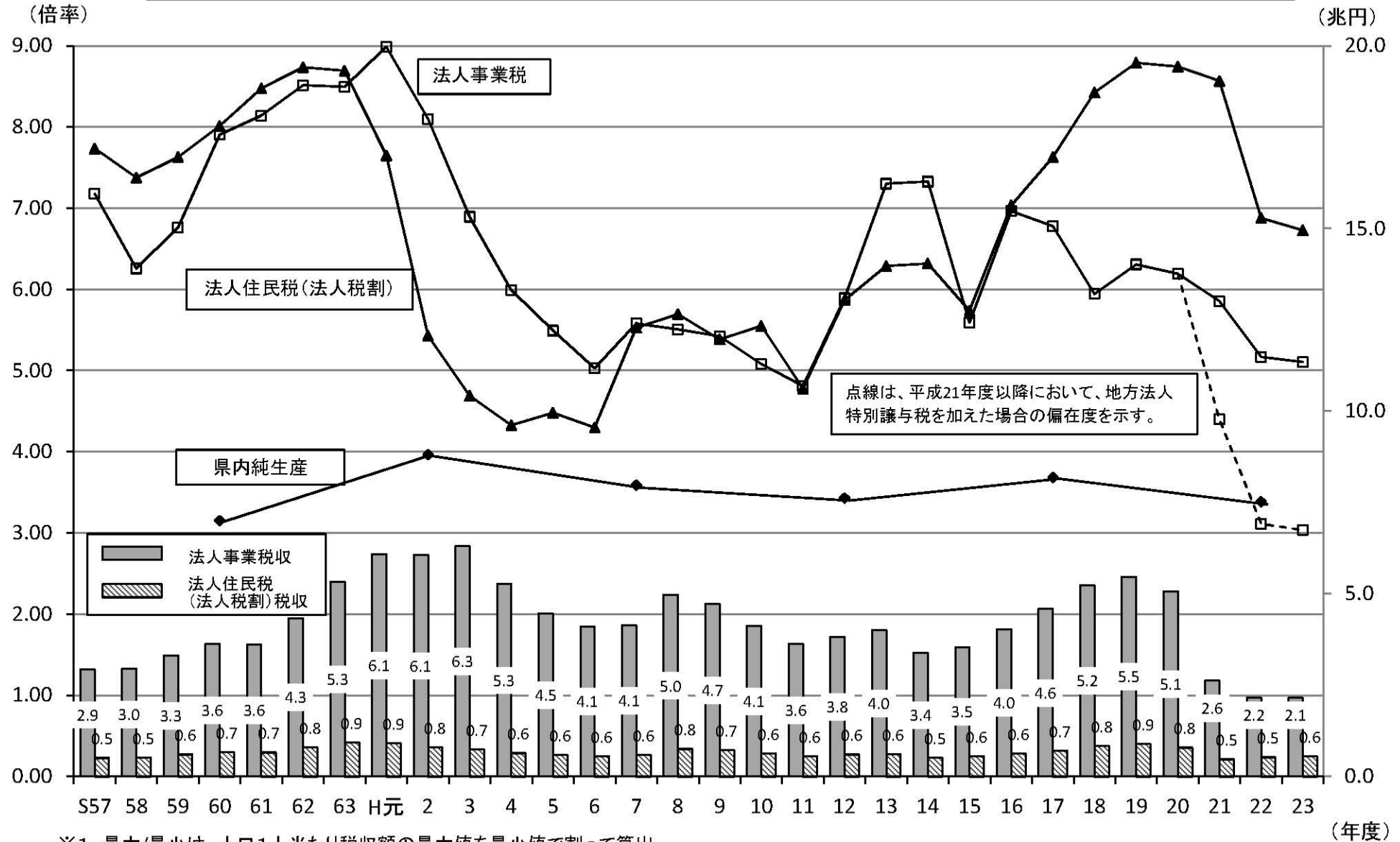
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



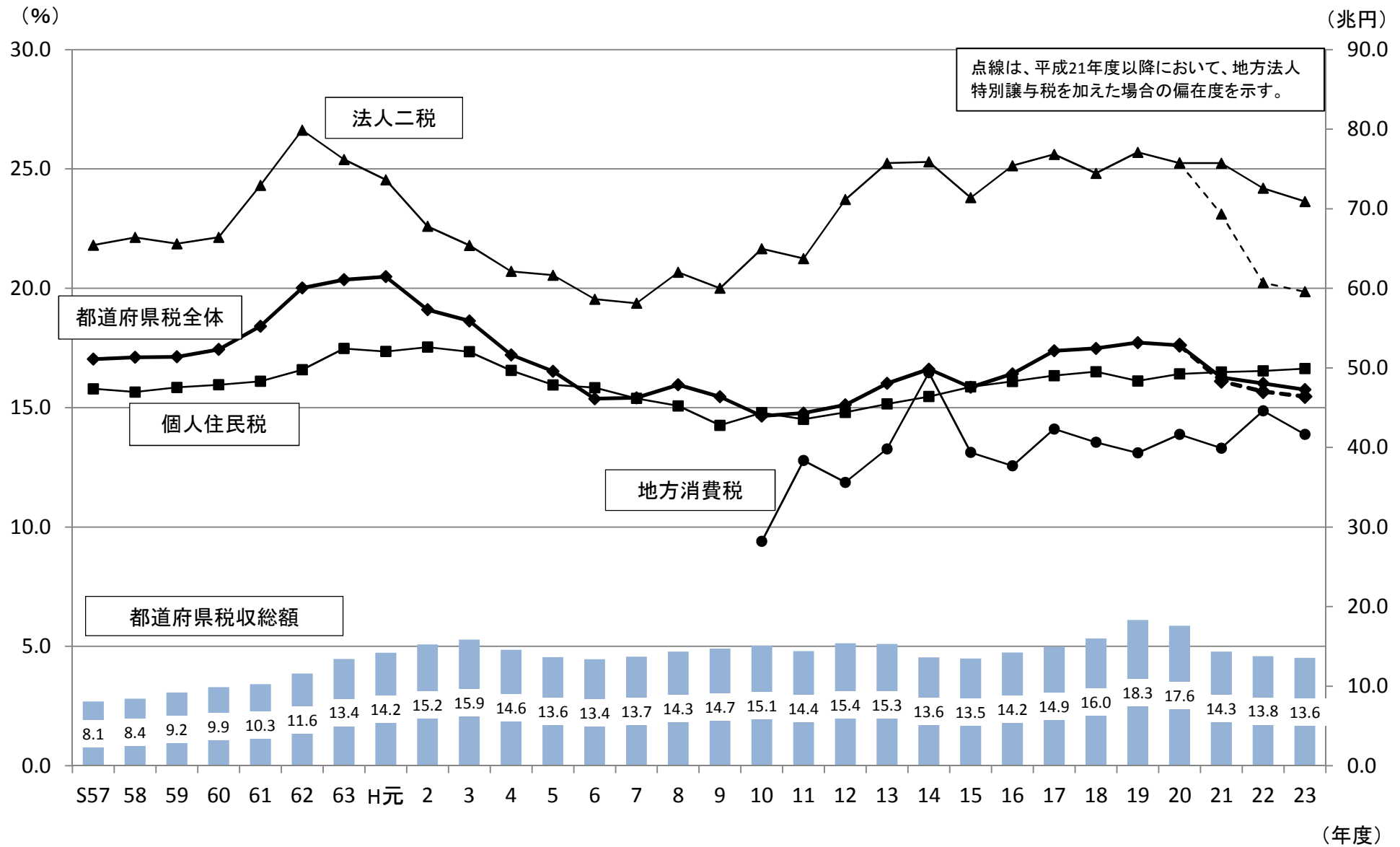
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



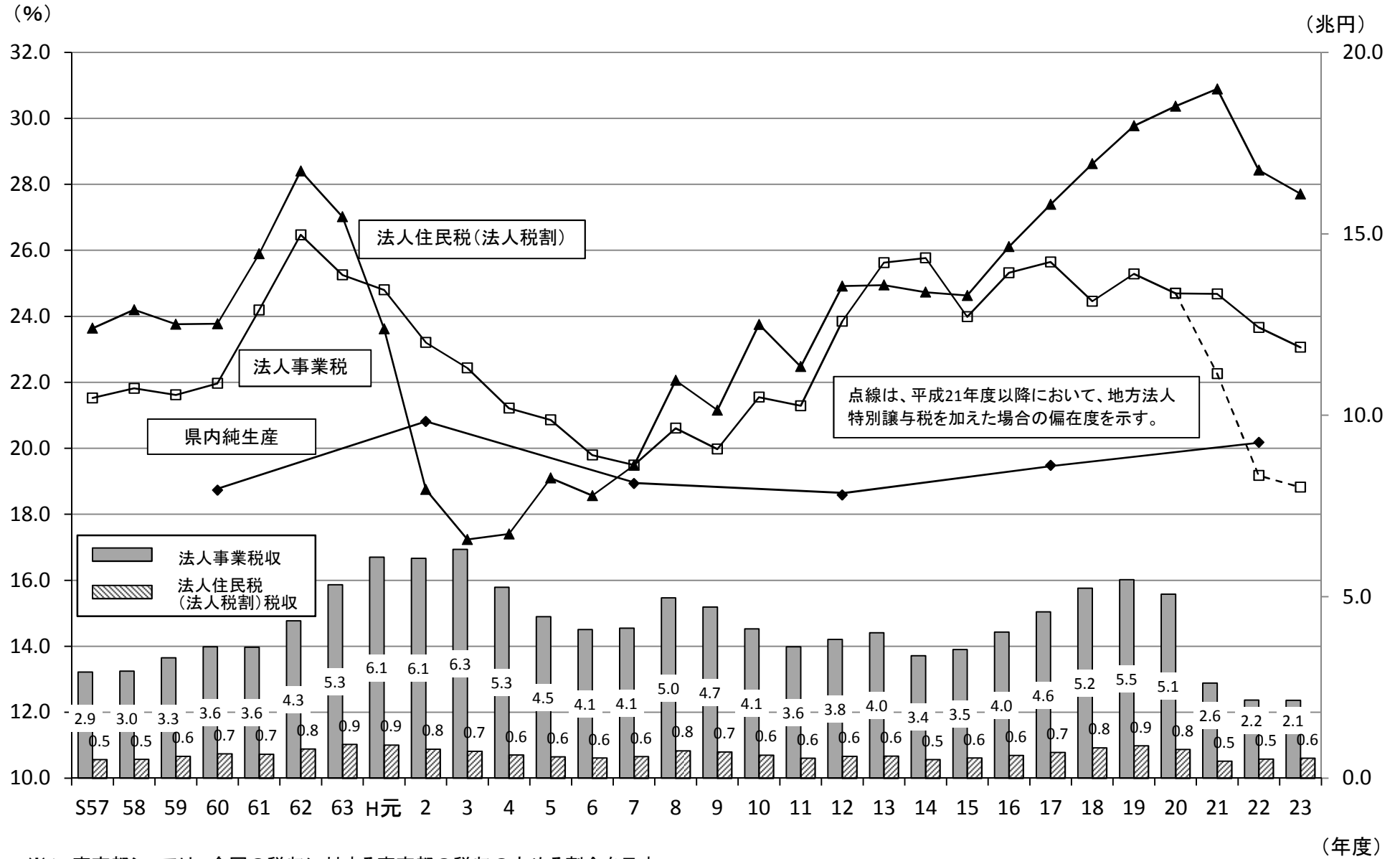
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



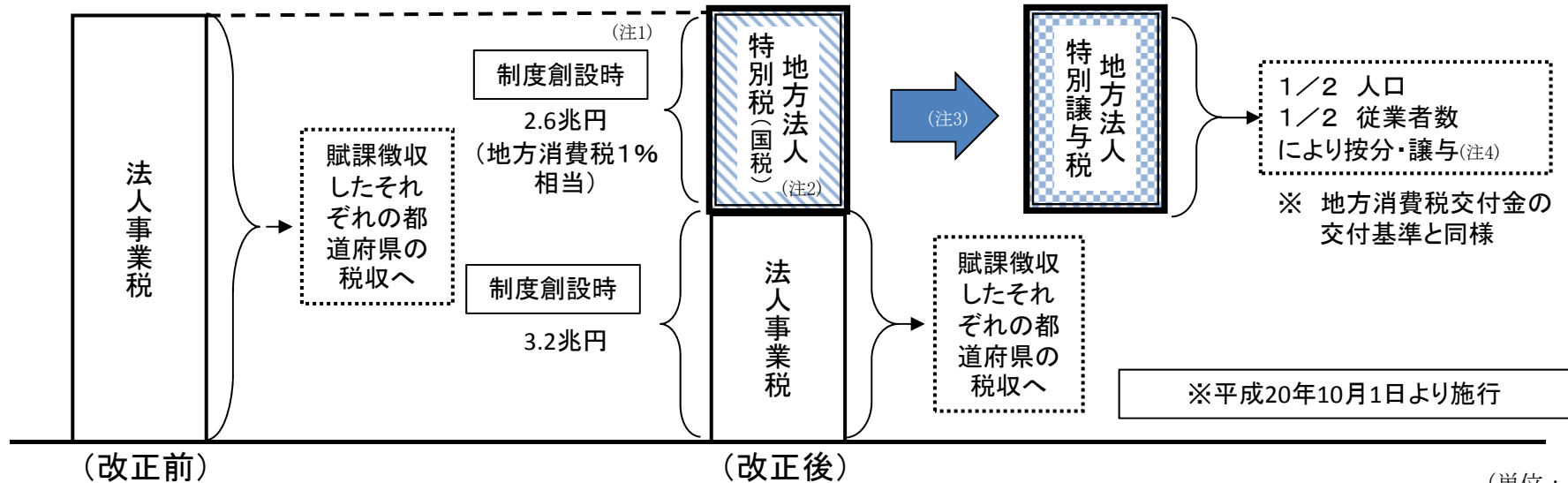
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

地方法人特別税・譲与税について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設



(注)

- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

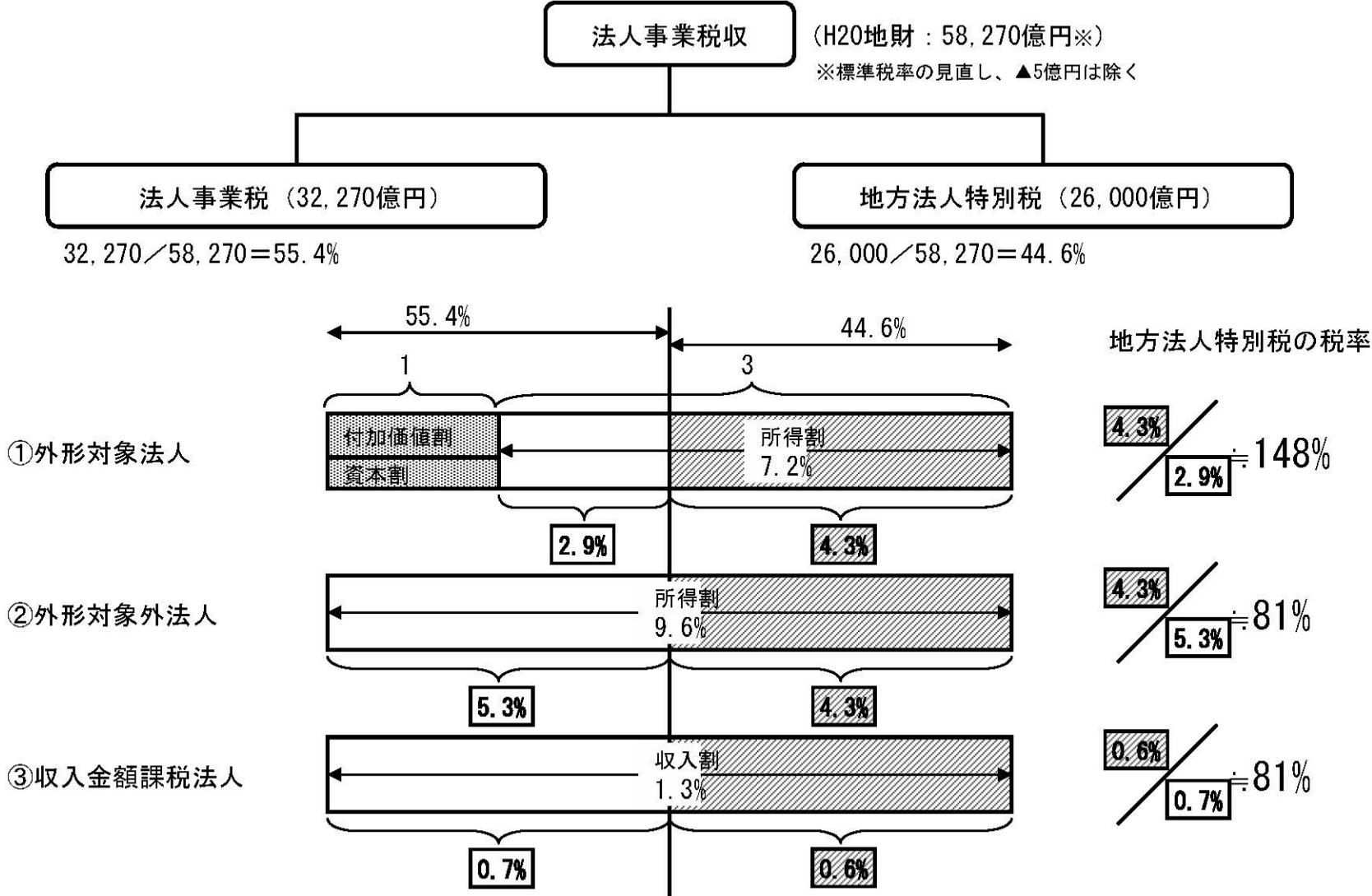
税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位：億円)

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績 (見込)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,511	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218

図表 5

地方法人特別税の税率設定について



(注)

- ・新しい法人事業税（標準税率相当分）と地方法人特別税をあわせた税負担が現行の法人事業税（標準税率相当分）の負担を上回らないように税率を設定している。
- ・②及び③に係る地方法人特別税の税率を同一とした。
- ・端数処理の関係で計算式と税率とが一致しないところがある。

都道府県税収の偏在度の変化

図表 6

		最大/最小	東京都シェア		ジニ係数		
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%		0.105		
	平成19年度	3.20 倍	17.7%		0.113		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%		0.082	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%		0.075	
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%		0.095	
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%		0.076		
試算		7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

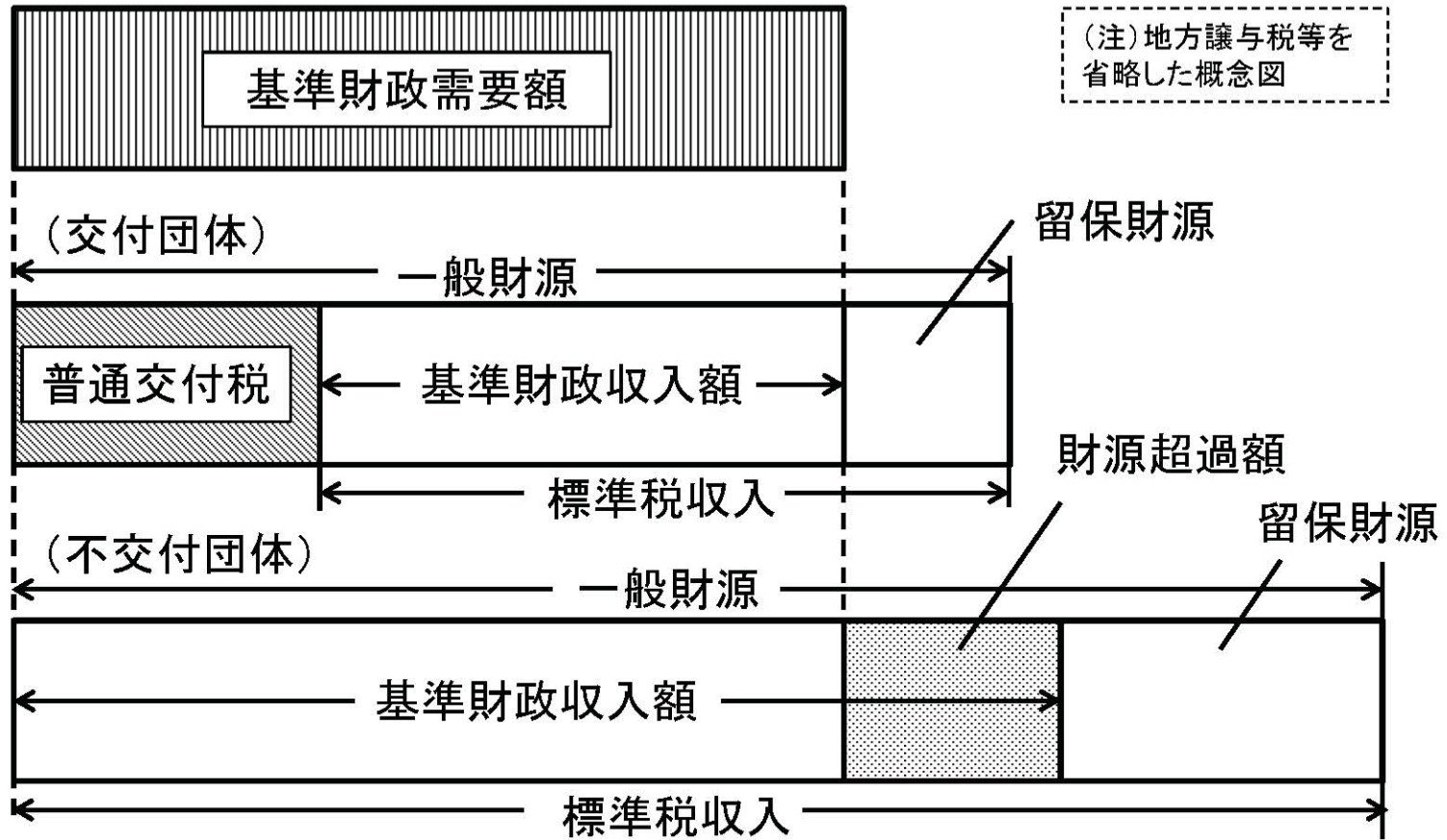
○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

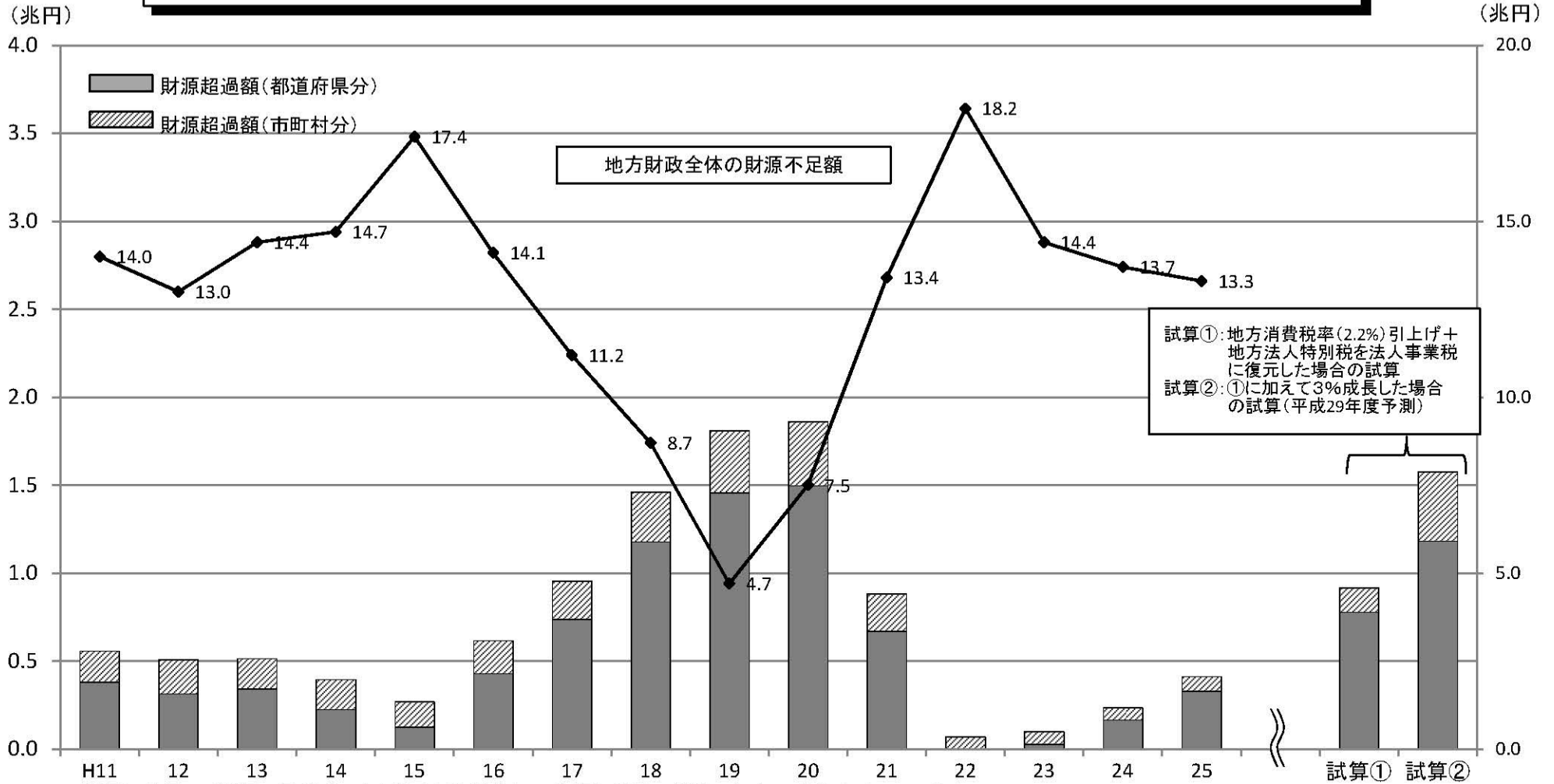
※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

※ 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



図表 8

財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

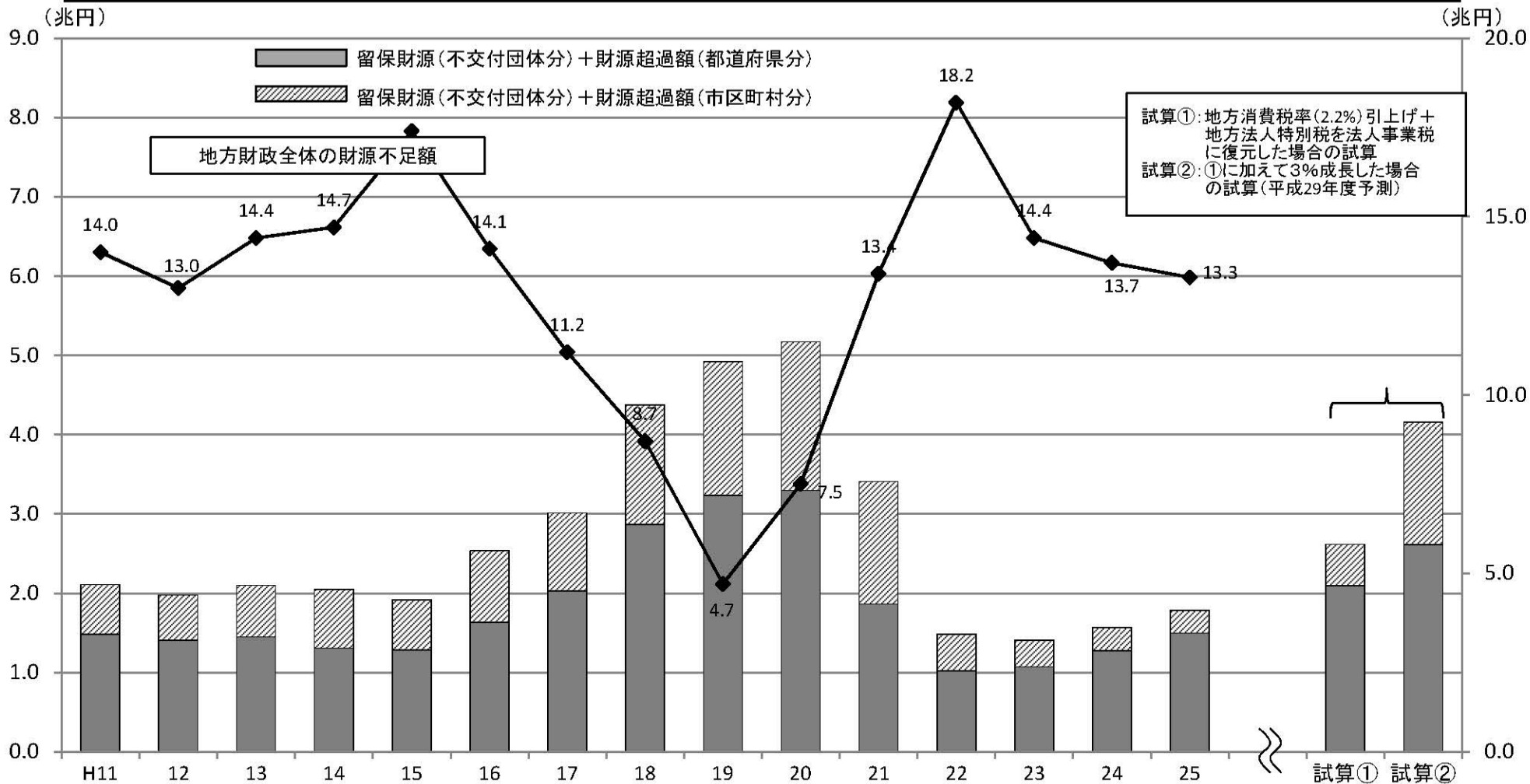
○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。

- ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
- ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

留保財源(不交付団体分) + 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

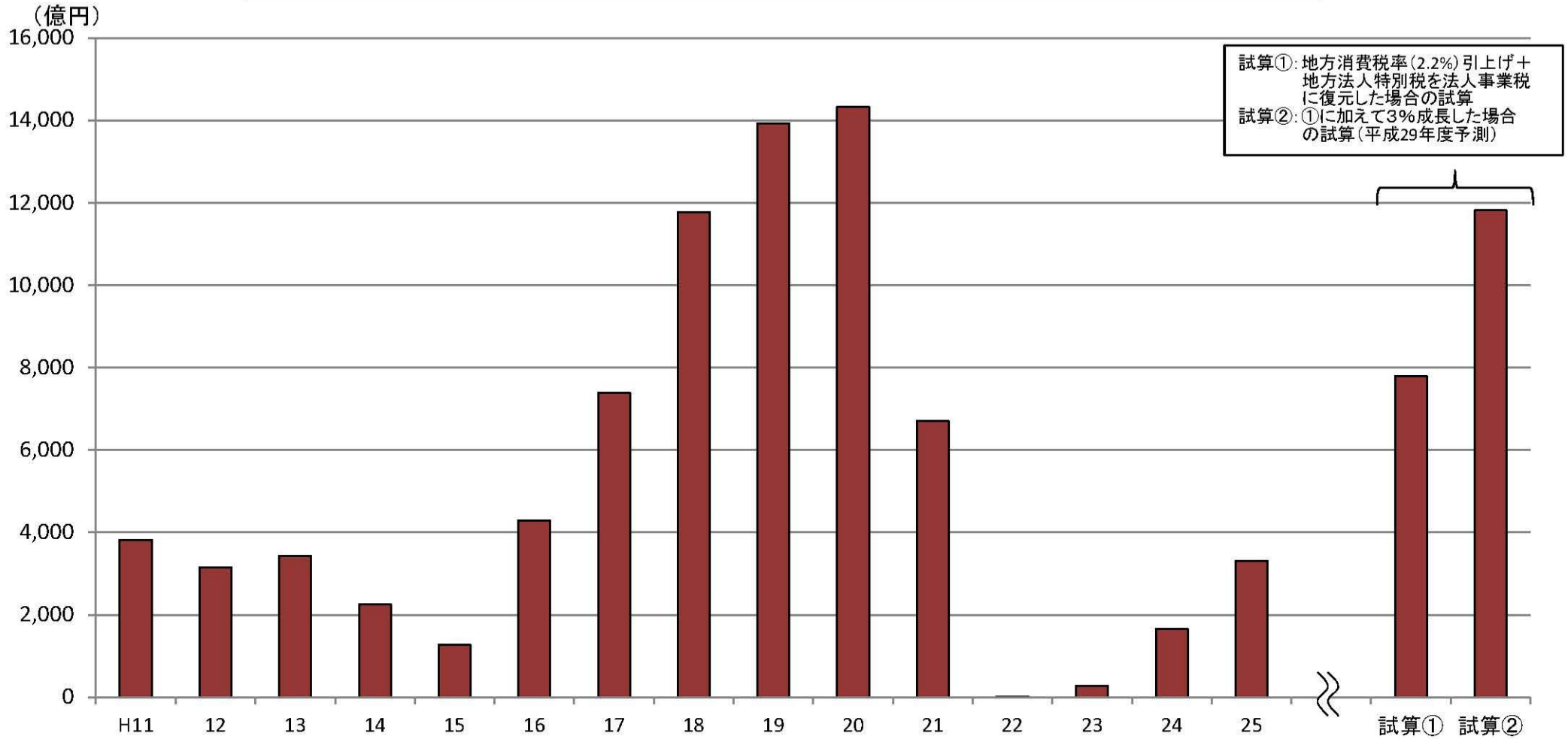
※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

都区の財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



試算①: 地方消費税率(2.2%)引上げ+
地方法人特別税を法人事業税
に還元した場合の試算
試算②: ①に加えて3%成長した場合
の試算(平成29年度予測)

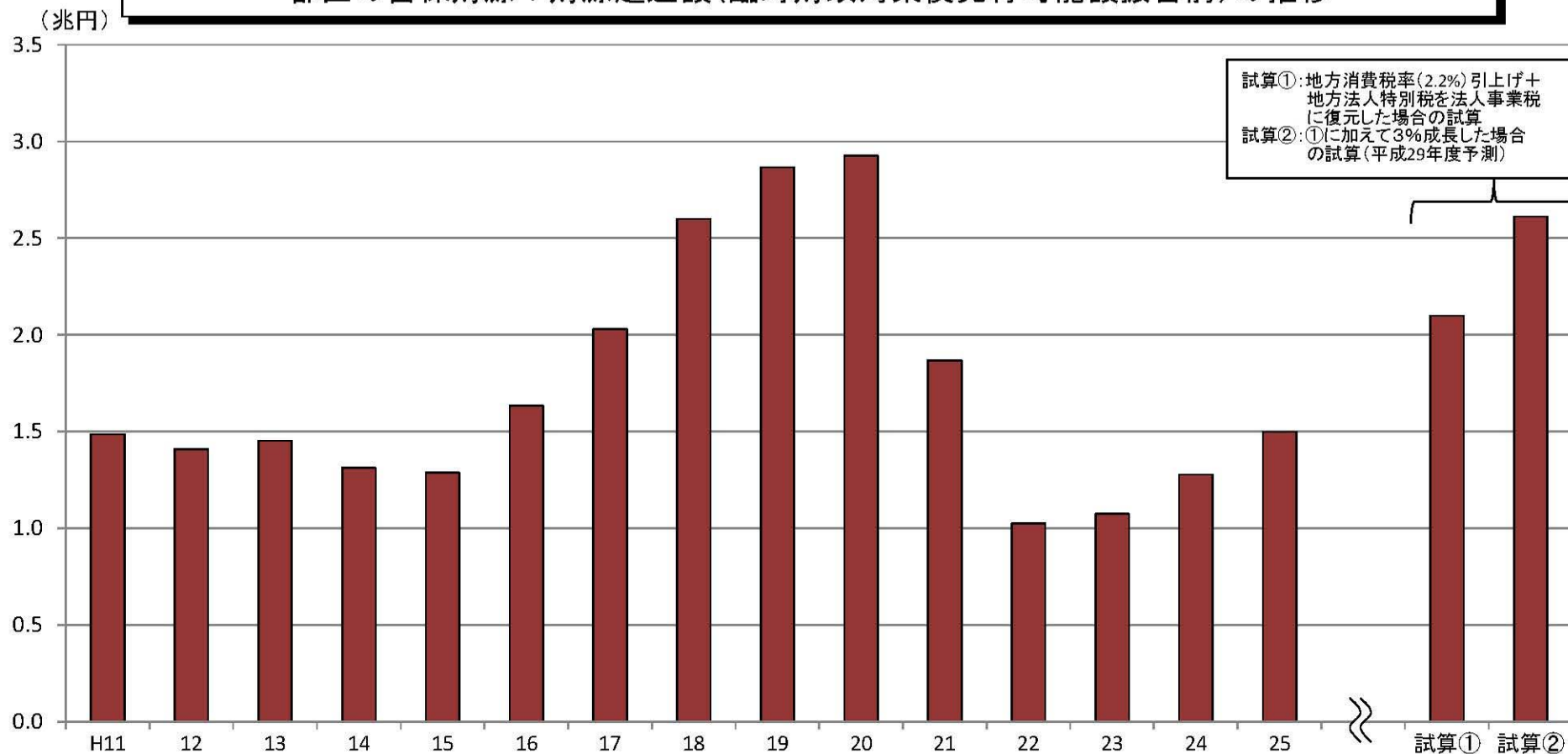
※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額・地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(消費に相当する額)により都道府県間で清算(引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

都区の留保財源＋財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

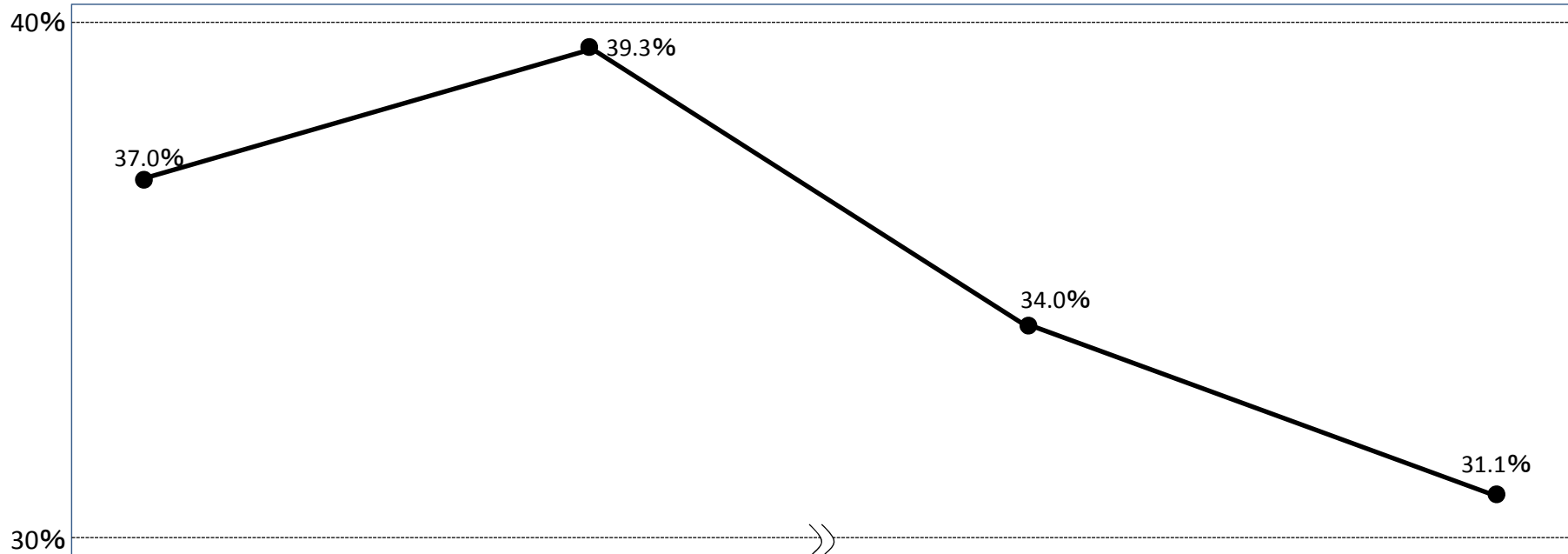
- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

地方財政における法人関係税収に占める交付税原資の割合の推移

図表10

○ 累次の法人税減税等により地方財政における法人関係税収の配分において法人税の地方交付税原資分の割合が減少する一方、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割の割合が高まっている。

[地方財政における法人関係税収に占める交付税原資の割合の推移]



H9 【平成10年度・11年度】
 法人税率: 37.5%→30.0%
 事業税率(注1): 12.0%→9.6%
 交付税法定率: 32.0%→35.8%
 (※18年度からは34.0%)

H12
 (注1) 事業税率は所得割の最高税率

H23 【平成24年度】
 法人税率: 30.0%→25.5%

H25 (予算)

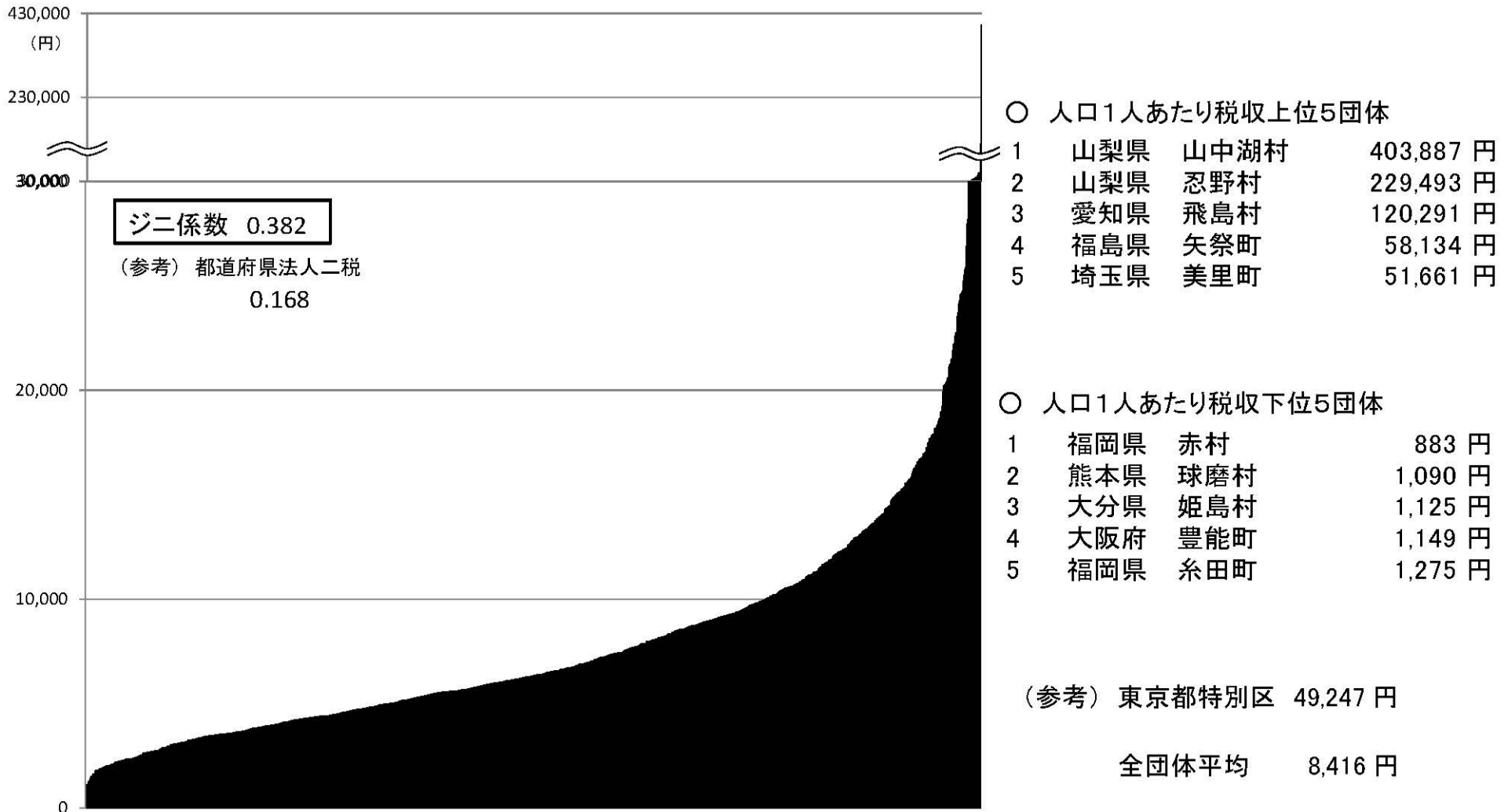
(単位: 億円)

	H9	H12	H23	H25(予算)
法人税(国分)(注2)	88,938	75,417	61,719	57,512
法人税(交付税原資分) ①	45,816	42,055	31,795	29,628
地方法人課税(地方法人特別税含む。)②(注3)	78,157	64,791	61,800	65,752
交付税原資の割合 ①/(①+②)	37.0%	39.3%	34.0%	31.1%

(注2) 復興法人特別税は除く。

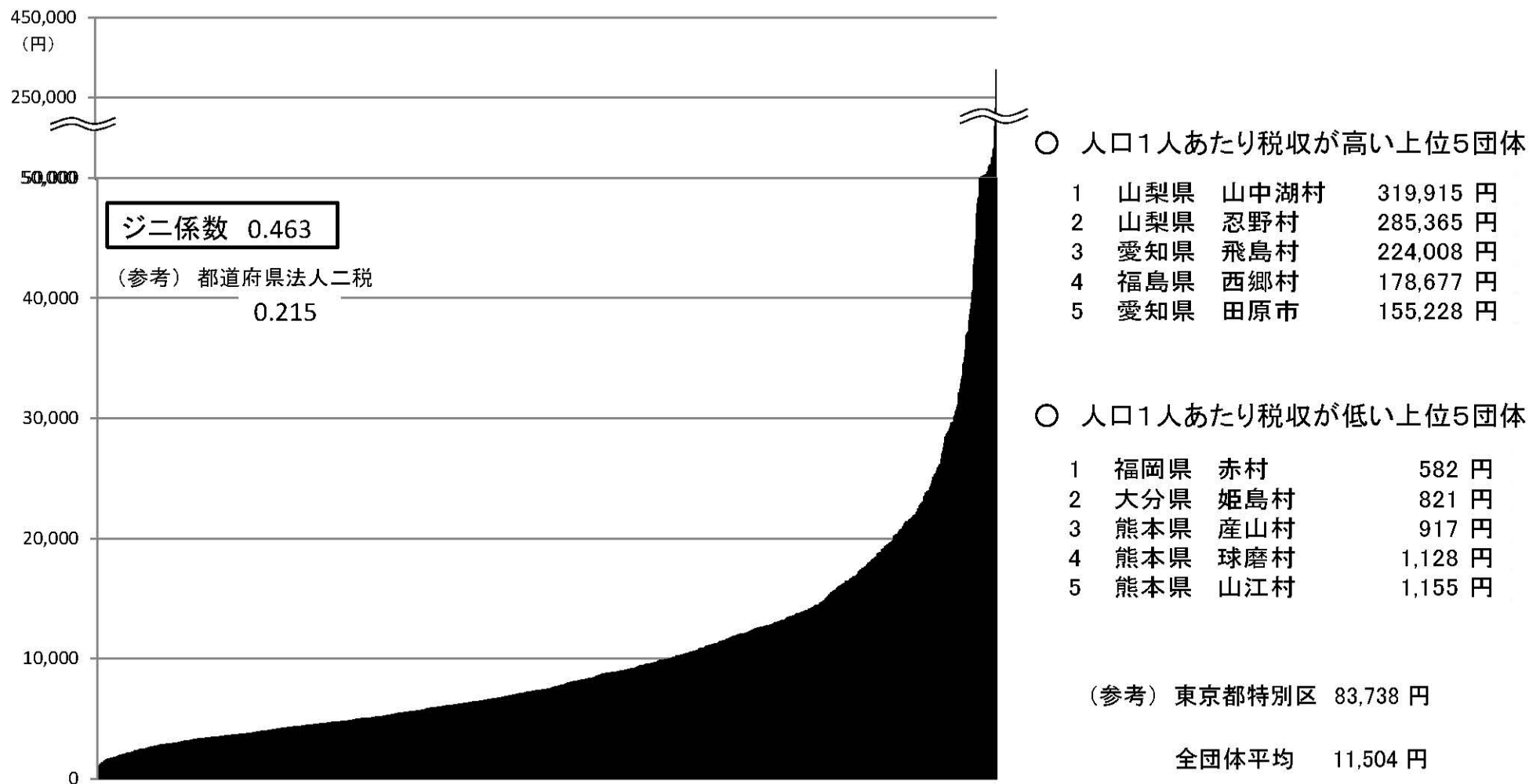
(注3) 超過課税分は除く。

法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



※ 税収は平成23年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。
 ※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により規定されている「特定被災区域」を含まない。

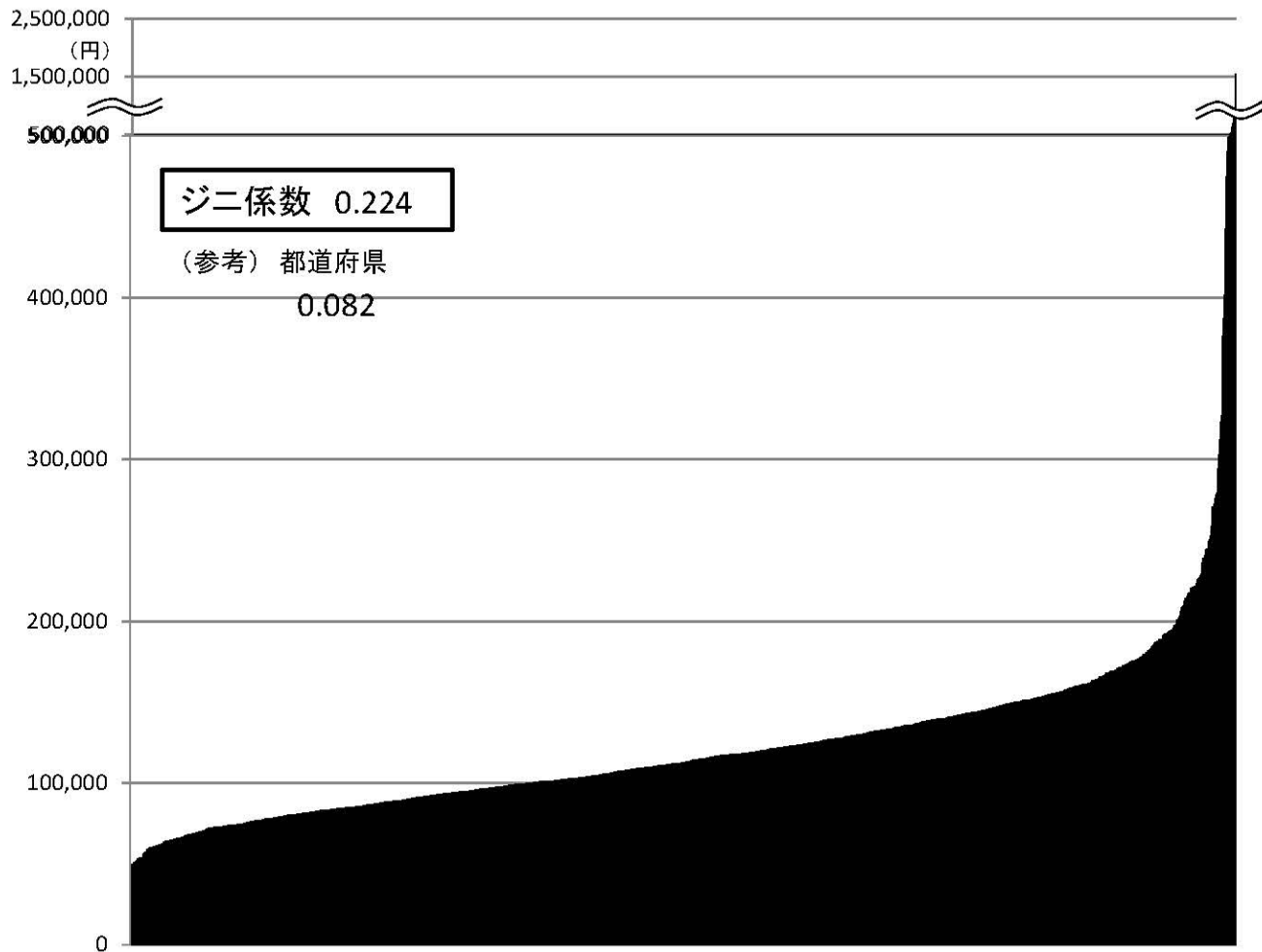
法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



※ 税収は、平成19年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



ジニ係数 0.224

(参考) 都道府県
0.082

○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	北海道	泊村	1,550,247	円
2	群馬県	上野村	1,508,088	円
3	長野県	南相木村	936,845	円
4	愛知県	飛島村	863,266	円
5	山梨県	山中湖村	686,995	円

○ 人口1人あたり税収下位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	39,833	円
2	北海道	上砂川町	40,952	円
3	大分県	姫島村	50,025	円
4	北海道	歌志内市	50,229	円
5	鹿児島県	大和村	50,882	円

(参考) 東京都特別区 323,371円

全団体平均 126,099円

※ 税収は平成23年度の決算値であり、超過課税分を含まない。
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	群馬県	上野村	1,837,561 円
2	長野県	南相木村	1,081,970 円
3	愛知県	飛島村	895,219 円
4	福島県	檜枝岐村	883,907 円
5	北海道	泊村	672,917 円

○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	41,031 円
2	北海道	上砂川町	46,045 円
3	鹿児島県	大和村	47,873 円
4	沖縄県	伊平屋村	49,436 円
5	長崎県	小値賀町	49,858 円

(参考) 東京都特別区 366,173 円

全団体平均 129,271 円

※ 税収は、平成19年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

地方財政計画（歳出）における特別枠「地方再生対策費」の創設（H20～）

- 「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出（地方再生対策費）を地方財政計画に計上。（H20創設）
- 「地方再生対策費」は、地方税の偏在是正による効果額を勘案して計上。地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分。（H20:4,000億円（都道府県1,500億円、市町村2,500億円））

【地方再生対策費のイメージ】

